平成25年12月9日

1. 出席議員

1	番	中	村	_	尭
2	番	稲	富	雅	和
3	番	勝	屋	弘	貞
4	番	竹	下		勇
5	番	角	田	_	美
6	番	伊	東		茂
7	番	光	武		学
8	番	徳	村	博	紀

9 番 福井 正 喜 弘 10 番 水 頭 11 番 橋 爪 敏 12 番 中 西 裕 司 13 番 松尾 征 子 松本 14 番 末 治 15 番 勝利 松尾

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

 事務局長
 谷口
 秀男

 局長補佐
 中尾
 悦次

 議事管理係長
 西村正久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市			長	樋	口	久	俊
教		育	長	江	島	秀	隆
総	務	部	長	藤	田	洋	一郎
市	民	部	長	迎		和	泉
産	業	部	長	中	JII		宏
建	設 環	境時	『 長	中	村	博	之
会	計	管 理	者	平	石	和	弘
会	計	課	長	橋	村	直	子
総務	5課長兼人	権・同和対	·策課長	松	浦		勉
企画見	材政課長兼選	举管理委員会事	務局参事	打	上	俊	雄
企画	財政課参事兼	選挙管理委員会	事務局長	寺	山	靖	久
市	民	課	長	有	森	弘	茂
市	民	課参	事	_	ノ瀬	健	$\vec{\underline{}}$
税	務	課	長	大	代	昌	浩
福	祉 事	務	長	栗	林	雅	彦
保	険 健	康	果 長	土	井	正	昭
農林水産課長兼農業委員会事務局長			中	村	信	昭	
産	業	部 参	事	橋	口		浩
農	林 水	産 課	参事	下	村	浩	信
商	工	1 光 護	果 長	有	森	滋	樹
都	市建	設態	果 長	森	田		博
環	境 下	水道	課長	福	岡	俊	剛
水	道	課	長	松	本	理	一郎
教育次長兼教育総務課長				中	島		岡川
生涯	E学習課長	を 兼中央公り	民館長	澤	野	政	信
監	查	委	員	植	松	治	彦

平成25年12月9日(月)議事日程

開 議 (午前10時)

日程第1	閉会中の継続審査議案
------	------------

議案第59号 平成24年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第60号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて

議案第61号 平成24年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳 出決算認定について

議案第62号 平成24年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第63号 平成24年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて

議案第64号 平成24年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について (委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第2 報告第8号 専決処分事項の報告について(交通事故による損害の賠償) (報告)

日程第3 報告第9号 専決処分事項の報告について(事故による損害の賠償) (報告)

日程第4 議案第67号 鹿島市名誉市民条例の制定について (大綱質疑、総務建設環境 委員会付託)

日程第5 議案第68号 鹿島市職員の再任用に関する条例の制定について (大綱質疑、 総務建設環境委員会付託)

日程第6 議案第69号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例に ついて(質疑、討論、採決)

日程第7 議案第70号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について(質疑、討論、採決)

日程第8 議案第71号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例及び鹿島市重度 心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 について(質疑、討論、採決)

日程第9 議案第72号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について(質疑、討論、採決)

日程第10 議案第73号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例について(質疑、 討論、採決) 午前10時 開議

〇議長(松尾勝利君)

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 閉会中の継続審査議案

〇議長(松尾勝利君)

それでは、日程第1. 議案第59号から議案第64号までの6議案について審議に入ります。 去る9月定例会において、決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託さ れました議案第59号から議案第64号までの平成24年度に係る各会計決算認定関係議案につい ての決算審査特別委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写 しのとおりであります。

平成25年11月13日

鹿島市議会

議長松尾勝利様

決算審查特別委員会 委員長 中 西 裕 司

決算審查特別委員会審查報告書

平成25年9月27日の本会議において付託されました、議案第59号「平成24年度鹿島市一般 会計歳入歳出決算認定について」、議案第60号「平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算認定について」、議案第61号「平成24年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業 特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第62号「平成24年度鹿島市国民健康保険特別会 計歳入歳出決算認定について」、議案第63号「平成24年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳 入歳出決算認定について」、議案第64号「平成24年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算 認定について」の6議案については、11月11日に現地調査を、12日、13日の両日に審査、計 3日間にわたり委員会を開き、審査の結果、原案のとおり認定すべきものと決定しました。

委員長の審査経過及び結果の報告を求めます。決算審査特別委員長、中西裕司議員。

以上、会議規則第98条の規定により報告します。

〇決算審査特別委員長(中西裕司君)

おはようございます。今回の報告については、副委員長の角田議員に報告書をまとめてい ただきました。感謝を申し上げたいと思います。

それでは、決算審査特別委員長の報告を申し上げます。

去る9月27日の本会議において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました議案第59号から議案第64号までの6議案について、11月11日、12日、13日の3日間にわたり委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

なお、11日の午後から議案関係5カ所の現地調査を行いました。

1カ所目は庁舎空調改修事業、2カ所目が浄化センター(汚泥処理棟)建設工事委託事業、3カ所目が赤潮対策施設(ノリ共同乾燥施設)整備事業、4カ所目が蟻尾山公園管理(クロカンコース改修)事業、5カ所目が保育所整備事業補助(誕生院園舎改築補助)の5カ所を調査いたしました。

次に、11月12日、13日の審査経過及び結果について報告をいたします。

市長挨拶の後、企画財政課参事より平成24年度の決算状況と主要施策の成果説明書により説明がありました。

一般会計では458,892,656円の黒字となっておりますが、この分から翌年度に繰り越すべき財源139,990千円を差し引きますと、実質収支は318,902千円の黒字で、公共下水道事業は9,768千円の黒字、谷田工場団地造成・分譲事業は1,475千円の黒字、国民健康保険は47,400千円の黒字、後期高齢者医療特別会計は1,094千円の黒字で、全ての会計で黒字決算となっております。

主な財政指標ですが、経常収支比率は91.3%で、対前年度比1.4ポイント悪くなっており、 歳入については、市税は増加したものの、普通交付税の減少により指標の悪化というふうに なっております。

歳出については、物件費の減、公債費の減はあっていますが、扶助費の増、退職者の増に 伴う人件費の増によってトータルでは3.6ポイントの増となっております。

実質公債費比率は平成17年度から創設され、一般会計ばかりでなく、下水道等の特別会計並びに一部事務組合を加えたものを総合的に判断する指標であって、平成24年度の指標は10.3%、対前年度比0.8%の改善となっています。

次に、監査委員より、議案第59号から議案第64号までの6議案について、一括して決算審査の報告がありましたので、その概要を申し上げます。

審査に付された歳入歳出決算書、基金運用状況及び同附属書類は、いずれも関係法令に準拠をして作成されており、計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と照合の結果、適正に表示されており、各会計とも適正に処理されているとの報告がありました。

平成24年度一般会計の歳入決算額は13,358,985,234円で、前年度比3.8%の増となっています。

この主な原因は地方交付税が1.8%の減、地方特例交付金が79.1%の減、国庫支出金が0.4%の減となったものの、市債が19.4%の増、県支出金が17.9%の増、繰入金が50.6%の増、諸収入7.0%の増、繰越金が2.3%の増となったことによるものであります。

歳出決算額は12,900,092,578円で、前年度比3.6%の増となっており、この主な原因は、議会費が18.0%の減、総務費が6.1%の減、商工費25.9%の減となったものの、民生費が5.8%の増、土木費が8.5%の増、農林水産業費が38.6%の増、教育費が4.2%増となったこと等によるものであり、翌年度へ繰り越すべき財源139,990千円を差し引くと、実質収支額は318,902,656円の黒字決算となっています。

次に、公共下水道事業特別会計については、収入済額958,645,520円で、使用料96,068円が不納欠損処分されており、支出済額は948,877,520円、繰越明許費が131,468千円で不用額5,313,480円となっております。一般会計からの繰入金は552,637,722円で、前年度に比べ34,210,887円の増となっています。

次に、谷田工場団地造成・分譲事業特別会計については、収入済額1,712,430円のうち606 千円は工場団地使用料、1,106,430円は繰越金であり、支出済額237,040円のほとんどが維持 管理費用であります。

経済状況も厳しい中でありますが、未売却用地1.7へクタールに対する企業誘致に今後と も取り組んでいただきたい。

また、国民健康保険特別会計については、歳入決算額は4,044,587,125円で、歳出決算額は3,997,186,606円となり、歳入歳出収支差引額で47,400,519円の剰余金が生じ、この金額を国民健康保険基金に積み立てることとされています。

次に、後期高齢者医療特別会計については、歳入決算額は369,721,451円で、歳出決算額は368,626,754円となっており、収支差し引きで1,094,697円の黒字となっております。

以上、監査委員からの報告がありました。

次に、委員会審査における質疑の主なものについて、以下概要を申し上げます。

まず、一般会計の決算の質疑でありますが、

質問 昨年度の第2次行政改革の内容と成果は。

答弁 第1次の改革で目標を達成した。第2次の行革では事務事業の見直しと人員の管理 を、目標年度には225人に持っていく。

質問 第5次総合計画とニューディール構想の整合性をどのように組み合わせるのか。

答弁 昨年6月に提示した「まちづくり推進構想」の中に、震災の発生、新エネルギー政策、また中心市街地への公的施設の移転を提案して、今年度中に総合計画との整合性を図っていく。

質問 経常収支比率が再び上昇している要因は。

答弁 退職者が定年退職すると経常扱い、勧奨退職すると臨時扱いで、退職者数にも大き く影響される。24年度決算で定年退職者が5名、23年度が4名で、大きく収支に影響 している。

質問 人件費は退職者がふえた理由でふえているが、今後の見通しは。

- 答弁 平成26年11名、27年も11名の退職予定者があり、一番ピークになり、その後は七、 八名で推移する。
- 質問 税収が伸びながらでも退職者が25年、26年度と多く、経常収支比率は上がるのか。
- 答弁 中期財政計画では、定年退職者の関係で25年度96%、26年度97%と若干上昇するが、 その後は92%、93%と下がる。
- 質問 今後、投資的な経費で、建築につぎ込むことになるが、これも影響を受けるのか。
- 答弁 建設関係は、地方債を発行し、元利償還金が経常的な経費等になるので、償還が始まる4年目から公債費が上昇して、経常収支比率に影響する。
- 質問 ニューディール政策に70億円投資することで、経常収支比率が上がってきていない か。
- 答弁 起債等で財源を手当てして、その償還が始まった場合は経常収支比率に若干影響が 出てくるが、現段階ではニューディールにより経常収支比率の増加はない。
- 質問 財政力指数が連続で低下しており、計画的かつ効率的な財政運営が望まれるが、今後の財力指数のシミュレーションを市報等で示されないか。
- 答弁 中期財政計画は毎年12月に策定して、経常収支比率と実質公債費比率は推計して、 シミュレーションや結果について積極的に市民にPR公表していきたい。
- 質問 情報システムは、外部からの大量の侵入でその危険性があるが、防止対策は。
- 答弁 考え得る限りのブロックのシステムを導入している。これは100%絶対というのはできないが、現在やれる部分のレベルとしては十分なものである。
- 質問 人事評価制度の効果及び評価は。
- 答弁 アンケート結果、自分の目標が明確になり、所属長と業務内容等について意見交換でき、職員間の連携と責任の明確化で業務がスムーズになってきている。
- 質問 時間外勤務の実態は。
- 答弁 平成20年度は年平均1人120時間が、24年度では年平均152.2時間、月平均で20年度 10時間が24年度12.7時間で、月2.7時間増加をしている。
- 質問 職員メンタルヘルス対策費が前年より2倍に増加しているが、職員の健康状態は大 丈夫か。
- 答弁 臨床心理士による相談を、24年度から月2回に、相談件数がふえてきたので1名から2名体制にふやし、2回のうち1回は時間外の18時から21時までに実施し、相談しやすい状況にした。相談件数は、年間で、23年度が25名、24年度が49名と、ほぼ倍近くになっており、気軽に相談を受けている。
- 質問 職員数が削減され、職員の負担が大きい。職員の健康状態を考え、得意分野に集中 できる体制が必要、今後の見通しは。
- 答弁 財政基盤強化計画の途中であり、24年度は225人の体制を、目標を2年間おくらせ

- た。毎年、業務量調査の中で、現場の声を拾いながら、仕事がスムーズにいくような 形で体制を整えていきたい。
- 質問 軽自動車税を払わず、車検も受けずに乗り続けている人はどのくらいか。
- 答弁 滞納繰越額は、平成24年度で5,011,400円。台数そのものは把握をしていない。車 検を受けない人が滞納になっている。主な原因は、個人売買でナンバー登録がそのま まもとの所有者で、所有者が変わっているケースもある。
- 質問 長年車検せず名義が残っているのはどう処理しているのか。
- 答弁 滞納後2年経過した後、職権で抹消している。調査すると現物が既になく、所有者 が転居している場合がある。
- 質問 24年度はふるさと納税で具体的なPR活動がされていなく、全国的に見ると大きな 差がある。すぐにでも取り組めないのか。
- 答弁 地方税の免除の対象を上げているが、それ以外にも鹿島市に対していろんな意味で 寄附をいただいている。特別寄附をされるきっかけで寄附額は上下している。
- 質問 電気代の上昇が今後予想される。電気の購入をPPSに切りかえる考えは。
- 答弁 全国的にいろんな事業が展開されているが、単なる料金だけの問題でなく、安全性 等総合的に判断して今後研究、検討していきたい。
- 質問 統一地方選挙の開票事務のスピード化の要望があるが、24年度、開票の読み取り機 2 台の購入によって開票作業の時間短縮はされたのか。
- 答弁 前回の総選挙で40分短縮、比例代表は10分短縮、国民審査は30分短縮され、23時45 分に終了。疑問票の有効、無効の判断に若干時間を要しているため、最後の発表がお くれている。疑問票の整理、判断を改善していきたい。
- 質問 鹿島駅はバリアフリー化に伴い、改札からホームまで遠い。従来の通路をあけてほ しいとの要望が強い。あけられないか。ホーム階段は暗い、歓迎看板等で対応できな いか。
- 答弁 改札口を出て階段の下り、平面、上りといった構造になっていて非常に危険と国土 交通省からの指摘で閉鎖をした。不便をかけている実態をJRと協議して、何とか利 用できないか今後話し合いをしていきたい。通路の部分が少し殺風景で暗いため、通 路両側の壁を利用してポスター等の展示をするなど、通路を明るくするようJRへ提 案をしたい。
- 質問 防災無線での火災情報は非常に聞きづらい。ケーブルテレビで放送できないか。
- 答弁 12チャンネルの自主番組で、情報がうまくケーブルテレビ会社に行けば、火災情報 も出せる可能性はある。ホワイトボードの手書きを映すとか、簡単な方法でできない か研究をしたい。
- 質問 今まで総合計画、実施計画にないということで、要求が踏み潰されてきたが、今回

は議会、市民の声まで無視してピオを先にした一番の理由は何だったのか。

- 答弁 構想の前に、まず総合庁舎の移転問題があった。平成28年度までに県の出先機関の耐震化方針が出され、鹿島総合庁舎については改修計画がなく、空き店舗等を活用したい意向が県から示され、総合庁舎を鹿島市内に立地させたい思いでいろんな物件を当たり、その中で一番適合したのがピオである。まず、ピオの中に鹿島総合庁舎の移転を提案、しかし、防災拠点の面とか、動物のインフルエンザ対応の拠点にならないとの理由もあり、ニューディール構想の中で、中川エリアに行政の拠点の一環として防災センター、危機管理センターを立地させ、その中に総合庁舎の移転を提案した。
- 質問 住宅使用料の収入未済額について早期収納に努力するよう監査委員から指摘されて いるが、どれだけの収入未済額か。
- 答弁 住宅使用料の決算で、滞納が18,406,838円で、過年度分も含んで、延べ件数で221件ある。実件数は56件である。
- 質問繰越明許費がかなりの額だが、その理由は。
- 答弁 国の経済対策による補正予算の関係で、国の内示が遅く、実際着工が3月に間に合わなかったケースや、補助金の交付決定のおくれによる。
- 質問 鹿島市危機管理センターの基本設計の業者選定要綱に、建築士事務所の登録業者で、 佐賀市に本店を置き、実績10,000千円以上の実績がある者とあるが、「佐賀市に本店 を置き」というのは、いつから決まったのか。
- 答弁 指名願が出た中で、公共施設の設計業務委託で10,000千円前後の実績があるものに 重きを置いた。市内業者の中に公共施設、学校の受注実績がなかったので、佐賀市内 まで範囲を広げて指名の検討を行った。
- 質問 実績だけを重視し、地元の業者の育成に全く配慮されていない。今後、改善の余地 はあるのか。
- 答弁 指名審査委員会の中で十分に議論をし、指名をしている。まず、地元でできるものは地元、できなかったらベンチャーでやる。ベンチャーでもどうしても集まらなかった場合にはその範囲を広げるなど、手続に念を押してまいりたい。
- 質問 業務委託で27.9%、47%で落札しているものがある。鹿島市の設計額が高過ぎるのでは。
- 答弁 規模によって基準書に基づき積算を行い発注をしている。当然、落札率が低い場合 には落札した業者へ見積もりが適正かを再確認し、できると判断した場合は、そのま ま委託をしている。
- 質問 実績は市内にはないが、今までの実績を重視するとなったら、いつまでたっても実績は上がってこない。ベンチャーという形をなぜ地元の設計士会に提案し、参加できる方法がとれなかったのか。

- 答弁 市民交流プラザについては、ベンチャーで募集したが、市内の業者と県内の業者と の組み合わせができず、情報によると、市内の業者は相当な期間をその設計だけに携 わることができないことで辞退されたと聞いている。
- 質問 DV被害対策について職員の教育や対策は。
- 答弁 外部から接触がある可能性のある課で対策会議を随時実施している。電話での対応 はしないことにしている。
- 質問 市民会館の和式トイレを洋式に、上に載せるだけでも対応できないか。
- 答弁 市民会館の改築計画を検討している段階で今後の対応が難しいが、簡易トイレで対応できるのか検討したい。
- 質問 民生費予算が増加しているが、抑制対策は。
- 答弁 民生費がふえた要因は、高齢化、子供の対策による当然増のほか、今年度はハード 事業で保育所を建設しており、民生費の中で億単位でふえている。民生費は、義務的 に弱い立場の人を守る制度であり、市民の要望をかなえるにはどうしても負担がふえ てくる社会的な構造がある。最低限、ここまではやりたいということを思いながら対 応をしている。
- 質問 ひとり暮らしの高齢者が病院に入院しても、完全に1人で生活できるまでは置いて くれない。自分で生活できない人が帰る場所がない。高齢者が安心して住める「老人 村」などの設置ができないか。
- 答弁 市で施設の管理運営は、人材の確保、費用が必要であり、簡単にはできない。地域 包括支援センターでは、高齢者がいつまでも住みなれた地域で安心して過ごせるよう 相談窓口を設置し、状況に応じた施設の紹介をしている。
- 質問 花いっぱい運動委託は老人クラブで水やり等、毎日早朝から活動していただいているが、もし交通事故等に遭われた場合の対策は。
- 答弁 老人クラブ全体の活動の一つとして花いっぱい運動があり、全体としては老人クラブ活動事業の中で保障されることになる。保険に加入されていなければ加入するよう働きかけたい。
- 質問 障害者への支援相談対応が十分でないと聞く。どのような対応をしているか。
- 答弁 相談員を2名から3名に、担当職員を2名から4名(40ページで訂正)に、各増員をして相談窓口を充実した。相談件数は、23年度1,199名、24年度は1,408名と増加している。時間的にも17時以降の相談も受けている。意見は真摯に受けとめ、今後改善をしていきたい。
- 質問 生活保護費の実績は120世帯、146人、265,511千円で対前年度比は2世帯の減、対象人員は同じでも37,150千円(22.4%)増加しているが、その理由は。
- 答弁 高齢化による医療費の増と、高額医療費の発生で入院治療費が増加した。

- 質問 同和対策補助金の見直しは進んでいるのか。
- 答弁 24年度に8回の協議会を持ち、昨年1月から2月に部落解放同盟、全日本同和会の 県連に交渉申し入れを行った。25年度に4回、再度協議がなされ、11月に最終的な協 議を行う段階で新年度の予算には反映したい。特に旅費、日当の見直しについて明確 な最終的な報告がある予定である。
- 質問 新規就農者の定着率はどうか。
- 答弁 24年度、9名の方が新規就農されている。
- 質問 荒廃園対策の新規作物の試験栽培の成果は。
- 答弁 24年度15品目試験栽培を実施し、1品目はJAで加工契約、加工品の試作も品目によっては行っている。市場評価を全て行った中で、数品目については市場での仕向け 先があっており、成果が出ている。
- 質問 食材等活用推進事業の「鹿島ぽてんしゃる」の効果は。
- 答弁 昨年11月に鹿島ぽてんしゃるを開催、ホテルのシェフや卸業者を、約50名を招き、 荒廃園対策での品目等を紹介した。その中で、フレンチで、黒大根等の要望等が出て きて、今年度は若干面積をふやしている。
- 質問 耕作放棄地の現状と対策の効果は。
- 答弁 前回調査で耕作放棄地は約580ヘクタール。約9割が樹園地で、中山間地である。 一つの対策として周年放牧実施。2から4ヘクタール必要なところで放棄地を解消し ていきたい。餌代がほとんどかからず飼育が成功すれば、その販売ということも当然 先に見えてくる。新規作物の実証作付は効果も出ている。
- 質問 イノシシ被害対策の進捗状況と効果は。
- 答弁 イノシシ侵入防止事業を過去3年で、平成22年度が電気牧柵16キロメートル、ワイヤーメッシュ約600メートル、23年度が電気牧柵31キロメートル、ワイヤーメッシュ1,940メートル、平成24年度が電気牧柵20キロメートル、ワイヤーメッシュ5,140メートルを設置している。被害額は水稲で、5年前に比べ約半減している。冬場の捕獲補償金の、イノシシの親で1頭8千円、子供で1千円を活用して捕獲力を強め、果樹等の被害の軽減に努めたい。
- 質問 鹿島産大豆による「そいそい」の評価は。販路拡大策は。
- 答弁 これまで500本程度販売し、2月(40ページで訂正)に150本の予約が入っている。 コレステロールがゼロということが注目され、アレルギー対策、卵に対するアレルギーがない「マヨネーズ風ドレッシング」で、栄養士学会、病院関係者から非常に注目をされている。現在、実験的で量が限られた中でつくっているので価格的に問題があり、廉価販売、大量生産ができるかどうか、さらに検討していく。病院関係、ブライダル関係、百貨店等へも営業に回り、鹿島駅以外での販売も検討していく。

- 質問 自然素材の成分、機能性の研究委託の成果は。
- 答弁 鹿島にあるいろんな自然素材を九州大学に研究委託をしている。自然素材の中に、 抗酸化活性、リパーゼ阻害の活性、メラニン素材、抗アレルギー等に関した成分が含 まれていることがわかってきた。干潟については、抗アレルギー性で、アレルギーに 対する効果があることが検出をされている。
- 質問 鹿島酒蔵ツーリズム事業の反省点は。
- 答弁 祐徳稲荷神社から浜方向への通行手段が、バス待ちの方が多く、次回は直通の本数をもう少しふやす必要がある。予想外に駅を使ったお客様が多く、駅での案内、表示等にもっと力を入れ、パンフレットをもう少しわかりやすくする必要がある。中心市街地での回遊がなかったので、中心市街地で何か拠点が必要である。
- 質問 既存店舗に対する支援ができないか。
- 答弁 現在は既存店舗に対する補助というのは特別設けていない。既存店舗に対する何らかの補助、あるいは既存企業に対する何らかの支援は必要だと思っている。今後、研究していきたい。
- 質問 シビック構想の中で、中心市街地活性化はどのくらいの規模で大きくなっていくの か。期待値を持ってよいか。
- 答弁 中心市街地を中心としたお酒と料理とのコラボや、既存商業・企業との連携で、農 商工連携事業を中心市街地に持ってこられないか具体化し、構想の中に入れていきた い。
- 質問 いろんな教育相談事業が実施されているが、本当に成果は出ているのか。
- 答弁 子供が、学校・家庭・勉強のことにいろいろ悩み事を抱えており、不登校対策や気軽に相談できるよう各種教育相談員を配置している。一人一人それぞれ違うので、子供たちの状況を見て、それに応じた対応をするのが一番大事であり、いろいろな事業を実施している。成果をどこではかるかは非常に難しい面があるが、やめてしまえばもとに戻ることになるので、今後も子供たちの状況に応じた対応をやっていきたい。
- 質問 道徳教育を含めて、学校の中で独自に研究をしていくような組織はあるのか。地域 に開かれた学校ということで、地域と一緒に組織化を検討されているのか。
- 答弁 道徳教育については、地域の方も含めて学校に入ってもらい、いろいろ指導をしていただいている。コミュニティ・スクールは明倫小学校で取り組んでいる。2年間の指定をしているが、その状況を考え、今後どのようにするか検討をしたい。
- 質問 囲碁の普及についてもう少し何か取り組まれないか。囲碁を中学校、高校の部活等 で取り組めないか。
- 答弁 ふれあい囲碁は子供たちや先生方に非常に好評で、ぜひ学校で広めていきたい。部 活との関連で、非常に難しいが、学校で検討するよう申し上げたい。

- 質問 ガタリンピックを通じて韓国と囲碁での国際交流事業は考えられないか。
- 答弁 韓国の囲碁棋士を招聘できないか、機会があれば挑戦してみたい。
- 質問 赤門と大手門の修理検討委員会を設置、検討されているが、優先順位はどのように して決定されたのか。
- 答弁 大手門は、土の上に乗っただけで一番危険なので、先に応急的に実施。赤門は、袖に大きいクスの木があり、25年度、専門的な検討委員会で検討をしていく。
- 質問 伝統的建造物群の今後の整備方針はあるか。
- 答弁 今後の整備の方針は、伝建地区内で現在157物件のうち修理済みが21件、修景の処理済みが4件。今後も年次計画では随時修理をしていく予定であり、今後も浜町の景観整備を含め、市民の皆さんの御理解を求めながら進めていきたい。
- 質問 公民館等の指定管理は、当初の目標、財政基盤計画、人件費の削減、経費の削減等 の効果は上がっているのか。
- 答弁 計画どおり、ほぼ順調に推移し、減額が進んでいる。
- 質問 公民館の人材育成のため、ある程度、長期雇用が必要だが、職員の雇用条件の規定 はどのようになっているのか。
- 答弁 基本的には振興会の雇用であり、指定管理者の地区振興会、運営協議会に任せている。
- 質問 指定管理の中で、市民の要望を少しずつ取り入れてサービス向上につなげることが 必要だが、図書館の中での飲食等は検討されているのか。
- 答弁 図書館に意見箱を設置して、スペースを広げるとか、机配置とか、市民の要望に応じる対応をしている。図書館の中での飲食等は、武雄市、県立図書館で飲食も若干緩和されているので、今後協議していきたい。
- 質問 伝建の保全対策に毎年、上限を1億円以内で修復されているが、浜の伝建地区の庄 津・金屋町にある角家や橋本家の通りに手をかける環境整備事業等は考えがあるのか。
- 答弁 今年度、まちなみ駐車場、トイレを確保することで交渉を進めている。浜町に2伝 建地区は非常に珍しく、有効的に回遊できるよう、まちなみ環境整備事業等で対応で きないかを検討したい。
- 質問 生活保護費で265,510千円あるが、処遇方針に基づく指導の徹底及び自立助長の促進に努めたとあるが、どのように努力されたのか。
- 答弁 保護の処遇方針は、一人一人ケースが違い、毎月面接をし、その際に生活の程度、 ぐあいをお伺いし、自立支援ということで、基本的にハローワーク等の仕事を見つけ るような形で最終的には生活保護からの脱却をお願いしている。
- 質問 水質検査で公共河川10カ所、生活排水6カ所、工場・事業所9カ所、水銀等6カ所 (41ページで訂正) が挙げられているが、毎年実施しているのか、何か問題はなかっ

たのか。

- 答弁 水質検査は年1回、特に2級河川の鹿島川、掛橋、広瀬橋、貝瀬、神水川等の公共 河川の水質を検査している。特に顕著なのが、大腸菌の菌類が基準値を超えていて、 何年かはこの傾向が続いている状況である。
- 質問 人口は減少し、生ごみの堆肥化、水切りに相当努力している中で、ごみの量は23年、 24年度で比較してどうか。
- 答弁 可燃、不燃、粗大と合わせると、23年度7,233トン、平成24年度が7,519トンで若干 ごみがふえている。可燃ごみはふえ、不燃ごみはほぼ横ばい、粗大ごみはふえている 状況である。
- 質問 有明海でも地球の温暖化で海水温が上昇しているが、風と一致したときには大変な ことになると言われている。群馬大学の片田先生の講義をお願いできないか。また、 災害用の自販機を公共施設に1つでも入れるなどの取り組みができないか。
- 答弁 自販機は1台、道の駅に用意している。ほかの飲料水の会社からも協力の申し出が あっている。防災の実態マップ、堤防を含めて検討する必要がある。
- 質問 PM2.5の観測体制、連絡体制はどうしているのか。
- 答弁 県から連絡を受け、職員が防災無線を使用し、市民へ外出控えなどの注意喚起を促 す連絡体制を整えている。
- 質問 定住促進の古枝住宅の入居状況はどうなっているのか。
- 答弁 引き受ける前の平成25年3月の時点では、入居者数が190名、ことしの11月の時点で260名になり、約70名程度増加している。新規入居戸数は28世帯である。
- 質問 定住促進住宅の現在の階層別の空き家の状況は。
- 答弁 空き家は、1階5戸、2階3戸、3階5戸、4階11戸、5階16戸で、合計140戸(41 ページで訂正)である。
- 質問 定住促進住宅に市外から9世帯28名入居、入居率が70%弱で残りの40戸は非常に難しいが、もしこれが埋まらない場合には、市内の方も入居させる考えはあるのか、それともあくまで市外から40戸を埋める考えか。
- 答弁 市外の転入者を優先するもので、市内の方でも入居できる。市外からの入居者に優 遇措置を設けており、敷金免除のほか、入居後2年間、家賃3千円を減額、小学校入 学児がいる場合、さらに2千円を減額し、最大で月5千円の家賃が減額される。
- 質問 防災行政無線デジタル化への進捗状況はどうか。
- 答弁 これまで区長から意向調査や電波検査をしてきた。ほぼ内容的には固まっているが、 最終的にはデジタル化への検討委員会でさらに議論を深め、庁議に諮って12月末まで に取りまとめを行うことにしている。
- 質問 旭ケ岡公園、原住宅一帯の保存をどのように考えているか。

- 答弁 伝統的建造物群の保存地区になっていないが、現在、保存すべき地区としていろい ろ検討をしている。整備手法としては、必ず伝建地区に指定しなくてもできる手法は あるが、非常に高いハードルがあり、現在、研究をしている。
- 次は、公共下水道の会計です。
- 質問 下水道及び浄化槽の普及率は。
- 答弁 24年度末で下水道30.6%、浄化槽20.3%、全体では50.9%である。
- 質問 下水道に接続をする場合は、負担する平均工事費は。
- 答弁 便器の改造費、枡までの排水管の延長で若干の違いはあるが、標準的で1,000千円 程度である。
- 質問 浄化槽で水洗化するための全体工事費は平均でどのくらいか。
- 答弁 便所から水回りまで2,000千円程度。浄化槽本体に対する補助のみで、家の中の施設についての補助はない。
- 質問 浄化槽の建設単価と助成金額は。
- 答弁 浄化槽 5 人槽の場合、補助対象経費が830千円で助成金は40%の332千円。7 人槽は補助対象経費1,035千円で、助成金414千円、10人槽で補助対象経費1,370千円で、助成金548千円である。
- 質問 浄化槽の1戸平均年間維持管理費は。
- 答弁 平均で、60千円から70千円程度である。
- 質問 下水道の1戸平均年間維持管理費は。
- 答弁 下水道使用料は、水道を2カ月で50立米使った場合、年間で約140千円(41ページで訂正)程度となる。
- 質問 浄化槽の維持費が高い。15千円の補助ができないか。
- 答弁 下水道と浄化槽の差が20千円程度あり、他市町では補助等もあるので、浄化槽の推進においては補助制度を検討したい。
- 質問 建設費、年間維持費とも下水道より浄化槽が高い。下水道に毎年5億円以上の繰り 入れをしており、浄化槽との整合性でもって、浄化槽への助成ができないか。
- 答弁 現在、見直しの作業をしており、面積としては全体で460へクタール程度になる。 今現在の既認可区域は364へクタールに、100へクタール程度が新しい下水道区域で、 残った分は浄化槽の整備事業となる。個人設置型浄化槽で補助対象額の約4割の補助 があり、5人槽で個人負担が600千円程度である。補助率の高い制度を進めていかな いと浄化槽が伸びない。新しく浄化槽整備の場合も、基本的には下水道と浄化槽整備 事業の合計繰り出し上限としては6億円程度の中で実施をすることになる。
- 質問 一般会計から公共下水道事業への繰り入れの今後の見込みは。
- 答弁 今後20年以内に下水道を完了したい。この計画でいくと、起債の最終年度が平成43

年、起債償還が30年後、平成73年度に起債償還が終わる。この推計で、毎年の繰入金 6億円以内で推進をしたい。

次は、国民健康保険です。

質問 国民健康保険の世帯数、被保険者数が減少しているが、今後の傾向は。

答弁 市の人口が減り、それに伴って国保の加入者も減る。75歳になると後期高齢者制度 に移行し、高齢化率が上がることによって国保の加入者は減る。

質問 はりきゅう施術助成費が年々減っている理由は何か。

答弁 減少されている理由ははっきりわからない。今年度もこれを受けることによって医療にかからなく、病院にかからなくても済むという効果があると思っており、今後も PRを続けたい。

工場団地の会計です。

質問 谷田未処分(41ページで訂正)面積の約1.7ヘクタールは塩漬けになるのではと心配しているが、現状はどうか。

答弁 用地のリース制度、坪1,000千円(41ページで訂正)で貸し出すということが魅力 的で、24年6月にドラッグストアの流通倉庫としての問い合わせがあっていたが、こ としの10月に北方の工業団地に進出するという発表があって、ひどくショックを受け ている。道路アクセスで敬遠された。問い合わせもあっており、今後も企業回りをし ながら努力をしていきたい。

以上、本委員会に付託されました議案第59号から議案第64号までの6議案は、審議終了後、 討論、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定することに決せられました。

以上をもちまして決算審査特別委員長の報告といたします。

〇議長(松尾勝利君)

議案審議中ですが、ここで10分程度休憩します。11時15分から再開します。

午前11時3分 休憩午前11時15分 再開

〇議長(松尾勝利君)

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

ここで、中西委員長から報告の訂正の申し出があっておりますので、これを許します。

〇決算審査特別委員長(中西裕司君)

先ほどの報告について訂正がございますので、皆さんよろしくお願いをいたします。

まず1つですが、障害者の相談員の人数でございますが、「2名から4名」と申しましたが、正しくは「3名から4名」でございます。

もう1つ、大豆の問題でございますが、「2月」と申しましたが、「12月」に訂正をお願いしたいと思います。

水銀の調査の中で、「6カ所」と申していますが、「5カ所」が正しゅうございます。 もう1つ、空き家対策の問題でございますが、「140戸」と申したようでございますが、 「40戸」に訂正をお願いいたします。

工場団地の谷田の分譲の面積の問題でございますが、「未処分」と言いましたが、正しくは「未分譲」ということであります。

もう1つは、リースの値段でございますが、「坪1,000千円」と言ったようでございますが、「坪100円」でございますので、御訂正をよろしくお願いいたします。

以上でございます。申しわけございません。

〇議長(松尾勝利君)

しばらくお待ちください。

暫時休憩します。

午前11時18分 休憩 午前11時21分 再開

〇議長(松尾勝利君)

再開します。

ここで、再度、中西委員長から報告の訂正の申し出があっております。これを許します。

〇決算審査特別委員長(中西裕司君)

議員の皆様から御指摘がありまして、1カ所まだ報告の訂正をしておりませんでした。 実は下水道の使用料というところで、私が年間「140千円」と申していたと思いますが、 年間で「40千円」程度になるということでの訂正をよろしくお願いいたします。

〇議長(松尾勝利君)

それでは、議案第59号から議案第64号までの6議案の委員長報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松尾勝利君)

質疑を終わります。

一括して討論に入ります。13番松尾征子議員。

〇13番(松尾征子君)

ただいま委員長報告がなされましたが、私は、ただいまの委員長報告は賛成ということで すが、反対の立場で討論をいたしたいと思います。

まず、議案第59号 平成24年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について討論をいたします。 私は、一貫して市の財政運営は全ての市民に行き渡るように公正な運営でなくてはいけな いということを主張し続けております。

ところが、差別はあってはいけないという同和事業がいまだに方針とは逆行する形で進め

られております。確かに歴史的には許せない社会的差別が続けられました。

そのような中で、国としても同和対策法など制定して差別撤廃のために取り組みを進めま したが、既に目標が達成されたために、国の事業は終止符を打たれています。

さて、同和対策法について少し触れておきたいと思いますが、これは、被差別部落の環境 改善と差別解消を目的として一連の事業が取り組まれてまいりました。国は1969年、昭和44 年、同和対策事業特別措置法、つまり同対法と言われておりますが、これを10年の時限立法 として始めました。ところが、これは10年では終わりませんでした。33年間続き、2002年、 平成14年終結しました。この間に使われたお金は何と15兆円と聞いております。これらの事 業や事業費については、一部の同和関係者だけが利益を独占するなど全国的に多くの問題が 起きました。兵庫県八鹿高校事件など、教育に同和団体が介入するなどの問題も大きな事件 として起きております。

ところが、このような大きな事件に対し、当時、衆議院議員だった共産党の不破哲三議員が国会で追及をしましたが、政府はもちろん、公安委員会もそのようなことはあっていないという始末です。当初この報道をしたのは、残念ながら新聞赤旗だけでした。普通ならワイドショーで取り上げられるような暴力や破廉恥なことまで行われた事件でした。このようなことはほかの地域でも数え切れないほど許せない問題が起きておりますが、それぞれの問題をここで一つ一つ上げても仕方がありませんので、この件についてはこれだけにしますが。

さて、鹿島市においても同対法を受けて事業が始まりました。鹿島市が最初この事業を始 めるに当たり、まず間違いを起こしたと私は当初から指摘してきました。それは、同和事業 というのは属地属人主義、つまり、これまでの同和地区、さらに、その周辺の環境と差別を 解消することが本来の目的です。それなのに、鹿島市は、これまでの地域の人が住んでいた ところとは全く別のところに新しい同和住宅を建て地域をつくりました。これまでの地域の 環境はそのままに新たな地域をつくったんです。これに対して、市議会でおかしいと指摘す る議員は1人もなく、そのまま市の計画が進められました。残念ながら、この大事な問題の とき、共産党の議席、つまり、松尾征子の議席はなくしているときでした。議席のない元議 員が担当者に何度おかしいと訴えても受け入れられるはずがありません。もちろん私はその 後、同和事業の不当性や改善をさせるために頑張ってきました。問題なのは、そこに移り住 んだ新しい人たちの生活がどこまで向上できていったかということです。決してそうではあ りませんでした。私は、同和地域の人から、生活が厳しいということで何度も相談を受けて きました。地域の皆さんの生活の向上は思うようにいきませんでした。当時、私は、これだ けの活動補助金を出すのなら、地域の皆さんの生活のために金を出したほうがましだと訴え たこともありました。最初は1団体でしたが、途中団体が2つに分かれたことも申し上げて おきたいと思います。

このような歴史の中で、団体補助だけは変わらず、活動費丸抱えの補助が出されているこ

と、このことは絶対に許せないことだと私は思っています。

ちなみに、24年度も部落解放同盟に1,907,857円、全日本同和会に2,368,433円です。本当に市民が納得いくような市の行財政運営は、この事業の見直しから始まるのではないでしょうか。

ちなみに、私の訴えに対し、先ほど中西委員長からも報告があったように、見直しのため に執行部も努力をされているということは認めますが、実際にそれが実現できるまでは私は 許すことができません。

次に、指摘をしておきたいこと、これは新たに出された鹿島市ニューディール構想の問題です。この件につきましては、出発した平成24年6月議会の議案33号、一般会計補正予算での議事録から私はこれを読み上げて発言をしたいと思います。

まず、私はこの件について、

中心市街地再開発事業の件でお尋ねをしたいと思います。

今回、2,000千円の予算の補正が組まれているわけですが、これは先日出されたまちづくり推進構想に基づいたものだと理解をしておりますが、せっかくいろいろ深く議論がされている中で、また出発点に戻るわけですがね。まずお尋ねしますのは、このまちづくり推進構想というのは、それを土台にしながら今のままでずっと具体的に取り組みを進めていかれるんですか。まず、そこのところをお尋ねします。

私は市長に尋ねています。これに対し市長は、

構想の文章をお読みになるとおわかりだと思いますが、これは提示をしていると書いてございますよね。会議とか手順を経て決定されたいわゆる条例とか計画とかいうのではございません。したがいまして、議会の皆さんの議決事項にもしていないし、御報告はいたしましたけれども、そういう性格のものだと思います。したがって、ぜひあそこはもうちょっと直したらどうでしょうかとかね、もうちょっといいアイデアがありますよと、募集をしたいということを頭の構想の横に置いてあるんですよ。したがって、あれを示したからそのまま突っ走りますよとか、そういうことは全くございません。むしろあの構想は、お話をしたと思いますが、いわば鹿島市の60年間、ある意味でそれプラス私自身の2年間の経験を踏まえまして、鹿島市はだれが市長になろうとも、今までずっと目指してきた道を凝縮すればそういうことですよねというふうに整理をしたものでございます。したがって、あの中でやめろとか、もっとたくさんやれとかいうことがおありになったら、幾らでもおっしゃっていただいて結構だと思いますし、そのほかにあるとすれば、あの中に入っていない当然やらないといけないこと、決まっていること、実は含まれていないんですよ。そこはお読み取りをいただきたいと思います。

それから、議論になっておりますシビックセンターの話はそのうちの一つの柱でございます。しかも、その中の中川コアエリアじゃないサテライトのほうは、さらにその一

部なんですよね。今回、委託をしようとしておりますものは、全体のいわゆるニューディール構想を何とか研究してくれませんかと委託するわけじゃないんですよ。中心市街地を中心にしていろいろ御提案はこれまでいただいております。お示しいただいた模型もありますから、皆さんはもう現物をごらんになっていると思います。

それを踏まえて、ああ、いい話ではないかという前提でこの話は始まっていると。もっと極端に言いますと、お尋ねですから、わかりやすく言いますと、ピオをどうするか、あるいはピオのあり方をどうするか、その周辺ぐらいまでと、その近くを頭に置いて何か御提案をいただけないか、さっき課長が言っていました具体的にこういうものがあったらいいねという目に見える、そういうものをいただきたいということなんですよね。この2,000千円で何かこの辺まで含めて、中川エリアまでいろんな構想ができるとは夢にも思っていないし、それをお願いするつもりはありません。

市長はこう答弁しているんです。私はその次に、「ただいま市長のほうから、ごらんいただきましたでしょうということでありましたね。確かにいただきました。」と書いていますが、 見たということですね。

ただね、私たちはあれに関しては全く行政からの説明は受けておりません。そうでしょう。本来ならね、私はそれが何であろうと、あれだけ大きな問題が含まれているわけだし、中を見ますと、確かにすばらしいですよ。今まで私たちがこうあってほしいと思ったことも入っております。これからぜひあらなくちゃいけないということも入っておりますよ。そして、具体的には70億円の金額が云々というのも兼ねておりますがね。

ただ、私は今回のこの問題が、一部議員には報告があっていますね、議長と委員長ですか、あったということを聞きました。ただ、私たちその他いろいろ議員にはあっていないんですよ。文書が出されただけなんですよね。だから、何か意見を、それは今から徐々に一つ一つ取り上げながら意見を言っていいでしょう。しかし、現実的にそうだからということで、もうそこに出されたのをわかっておったでしょうということで一つつやられていったってね、私たちの意見言う場所はないわけですよ。

特に今、総合計画なんかも出されておりますからね、そういう問題との関連も出てくると思うんですよね。そういう面では、議長と委員長が代表で出られて報告があって、例えば議長がいいですよ、進めてくださいと、そういうことは恐らくおっしゃらないと思いますが、例えばそうあったにしたって、全議員に対する執行部の説明と意見聴取はあるべきだと私は思うんですよ。そういうことがなされているということすら、私が知らなかったかもわかりませんが、私たちは知りませんでしたね。

そして、議長、委員長に説明があった日に議長から説明がありますから集まってくださいとその日に急遽言われたって、議員はだれだっていろんな仕事をやっていますし、 そりゃ、どうしても行かなくちゃいけないところもあると思いますがね、議長からの説 明ですよと言われたって、私たちは、例えば受けたって、それをただ単に受けるだけのことであって、執行部から説明を受けるのとは全く違うわけですよね。そういう面では全く私たちには話がされない。これは議会無視、市民無視ですよ。そうしか言いようがありません。そして、市長はあるところで、この問題については議会としてはこういう意見がありました、まちづくりの中ではこういう意見がありましたという、そういうあたかも私たち議員全体がそういう――あのときのごあいさつを聞けば、聞いた人はそういう理解しかしませんよ。そういう中で進められている。私は、本当にこのあり方はどうかと思います。

それから、先ほど、入江教授の問題ですか、お話ありましたよね。確かに私たちもお話は聞きました。ただ、やっぱりまちづくりというのは本当にそこにいる人たちの話をしっかり聞いて、そしてどうするかということを細かく練りながら、そしてそれと並行しながら専門家の話を組み込んでいくということが大事だと私は思うんです。私たちまちづくり委員会、私もそれに所属をしていますが、本当に必死で私たちも皆さんの意見を聞きながら取り組んでいるんですよ。しかし、それを本当に反映する――今、執行部に対して反映するところは十分じゃないと思うんです。

つい先日も行政視察に行きましたが、あるところでおっしゃったんですよ。私たちはコンサルには頼みませんでしたと。本当に町の人たちが一つ一つ知恵を出し合ってやってきたおかげで、大変だけど今のこの町が維持されているんですよとおっしゃったところがあったんですよ。そうだと思うんですよ。どんなにきれいなのをつくったって、その地域の人たちが本当に真から要求しないと、それが大きく発展しない。また、自分たちで話し合ってつくり出したからからこそ、一緒になってそれを盛り上げていこう、もっとさらによくしていこうという隅々の皆さんたちの意向が生まれるんじゃないかと思うんですよ。

やっぱりせっかくですからね、そういう形でのまちづくり構想をつくっていただき、 まちづくりに取り組んでいただきたいと私は思うんですけど、私の考えはおかしいでしょうか。それから、議会に対しての説明がないということは、やっぱり私は許せません ね。議会無視、市民無視ですよ。どう思いますか。

これに対して市長の答弁です。

今の話は物の考え方でして、私たちは無視して全く御連絡もしなかったということではございません。さっきから言っていますように、この構想を実現するには具体的なプランとか、場合によっては第5次総合計画も改正しないといけないかもしれない。何よりかにより金が要るんですよ。その金はすべて御相談をいたします。そういう性格のものです。ただ、議決事項ではございません。まさに構想なんです。

したがって、ただぽんと発表するのもいかんだろうということで、議会の中でその職

におありになると思われる方々とは御説明いたしましたし、別に隠れてやっているということでは理解をいただかないほうがいいと思います。言っていますとおり、これまでの経験が凝縮されています。これからは幾らでもアイデアとか御提言をいただきたいと言っているんですよ。このままやりますとはどこにも書いていないというふうに理解をしていただきたいと思います。

それに対して私は、

議決事項じゃないからと云々の問題はないと思うんですよね。私は、こういうまちづくりについてはこれまでも長い間の課題でもありましたしね、せっかく取り組んでいただくわけですから、やっぱりある程度の形ができたなら議会に対して意見を聞くとか、説明をするとか、そういうのがあってしかりだと思うんですよ。市長は、さっきの議案のとき、国会で言えと言われましたが、これはここで言えますからね、私は言いますよ。これは国会で言わんでよかわけですからね。だから、その辺はやっぱり説明しましたと、せっかくするなら議長と委員長だけじゃなくて全議員を集めてしたってよかったわけでしょう。一応あした発表を記者会見でせんばらんけん、議会に何も言うとらんけん、これは都合の悪かばいと。とりあえず議長と委員長ないとん言おうかと、そういうことにしか受けとめませんよ。それではやっぱりおかしいですよ。

私たちも突如出て、そういうのが記者会見であって、市民の皆さんから聞かれたって、私たちも見たばっかりで隅から隅までまだ十分に読めない分もあって読んでいないところもありますから、即答えることはできませんがね。この問題については確かに全体的にはすばらしいことも書いてありますが、やっぱり今市民の中からもいろんな御意見が出されているのは事実です。特に今回、ピオの問題は早急に解決しなくちゃいけない問題ですから、しなくちゃいけないということはわかりますよ。私たちもこれまでピオの中には官公庁を入れるとかいろんなことをしたらというようないろんな提案もしてきましたからね、取り組みが始まってきたということはそれはいいことです。ただね、せっかくそういうことをやられるのなら、本当にみんなが納得できる形での対応をしていただきたかったということです。機会がありましたら、もう一度一緒にそれを前にしながら検討すべきだと思いますし、今回、一般質問もたくさん出ておりますから、そういうところで解明する分もありますが、それはそれとして、また違ったものだと思いますので、今後の取り扱いには十分注意をしていただきたいと思います。

これは議事録からです。

私は今、24年6月議会の議事録を読み上げました。市長ははっきり私の質問に対し、これは提示したものです。「会議とか手順を経て決定されたいわゆる条例とか計画とかいうのではございません。したがいまして、議会の皆さんの議決事項にもしていないし、御報告はいたしましたけれども、そういう性格のものだと思います。したがって、ぜひあそこはもうち

よっと直したらどうでしょうかとかね、もうちょっといいアイデアがありますよと、募集をしたいということを頭の構想の横に置いてあるんですよ。したがって、あれを示したからそのまま突っ走りますよとか、そういうことは全くございません。」、このように答弁をされておりますが、その答弁は何だったんでしょうか。その後、議会はもちろん、市民の皆さんからも、事計画が明らかになればなるほど疑問や意見、そればかりか構想に対する反対の声が大きくなりました。しかし、その多くの声を全く聞き入れるどころか提示したもので、これら皆さんの意見をと言いながら突っ走り、市民の声を聞こうともしない、絶対に許すことのできない取り組みを続けてきた24年事業でした。そして、それに関連する予算も使われました。そのやり方には、市民どころか、議会の入る余地もないという状況です。特に総合計画や実施計画などどこ吹く風という状態ではありませんか。

さきの同和事業についても公平な予算や事業の運営のあり方を指摘しておりますが、まさに今回の取り組み、始まった事業、莫大な市民の税金が使われようとしているとき、市民無視のやり方が許せるでしょうか。絶対に私は許せるものではありません。一部市民の満足のために、どんなにわずかな税金だって、これは許せないんです。市民が苦しみ、苦しみ納めた税金が使われることを私は許すことができません。よって、24年一般会計決算には反対をするものです。

最後に申し添えますが、予算の中には住宅リフォーム助成制度のように、多くの市民の皆 さんの要求に応え、大きな経済効果などを上げたものもあります。一部評価できる面もある ことを申し添えまして、反対討論といたします。

他の特別会計につきましても同じような条件で私は反対をしますが、特に62号、国民健康 保険会計については意見を申し上げておきたいと思います。

佐賀県一高い国保税、払わなくてはいけない国保税の引き下げを一貫して訴えております。もう財政がどうだと、そういうことは言っておれない市民の経済状況です。10年で10億円も使おうという、本当に困っている市民のために1億円も使えばそれなりに引き下げができるのではないでしょうか。鹿島市は佐賀県一高い国保税、そして収納率は県内でも最も悪いものになっています。職員が収納のためにありとあらゆる努力をされていることはわかります。それでも悪いということは、いかに市民の暮らしが大変なのかということです。やっぱり払いやすい国保税へと取り組むことが私は必要だと思います。特に24年度の国保会計は、先ほどの報告にありましたように、47,000千円の剰余金が出ています。例えば、これを全て使えば1世帯10千円の引き下げができるんです。こういう実態の中で、私は早く市民の皆さんが安心して払えるような国保税の体制をつくっていただくことを希望いたしまして、反対の討論といたしたいと思います。

以上です。

〇議長(松尾勝利君)

ほかに討論ありませんか。9番福井正議員。

〇9番(福井 正君)

議案第59号から64号までにつきまして、一括して賛成の討論をさせていただきます。

一般会計決算だけ見ましても大変歳入等で厳しいような財政状況の中でございました。その中でありましても、59号から64号まで全て黒字決算となりました。また、厳しい財政状況の中でありましても、肥前鹿島駅バリアフリー化、農商工連携による新商品の開発等々さまざまな事業に取り組まれ、その成果が上がっております。また、保育所及び学校の整備にも取り組まれました。大変評価できるものだと思っております。また、黒字になりましたけれども、財政調整基金から繰り入れが当初ございましたが、これも使うことなく、かえって財政調整基金に積み増すことができたという状況でございます。こういう状況を見ますと、24年度は鹿島市の将来にとって、いわゆる未来を明るくする施策が始まった年ではないかなと私は評価をいたしております。

そういうことでございまして、議案第59号から64号まで一括して賛成をいたします。

〇議長(松尾勝利君)

ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松尾勝利君)

討論を終わります。

採決します。議案第59号 平成24年度鹿島市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松尾勝利君)

起立多数であります。よって、議案第59号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第60号 平成24年度鹿島市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、 委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立 を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松尾勝利君)

起立多数であります。よって、議案第60号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第61号 平成24年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松尾勝利君)

起立多数であります。よって、議案第61号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第62号 平成24年度鹿島市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、 委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立 を求めます。

「替成者起立〕

〇議長(松尾勝利君)

起立多数であります。よって、議案第62号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第63号 平成24年度鹿島市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、 委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立 を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松尾勝利君)

起立多数であります。よって、議案第63号は提案のとおり認定されました。

次に、議案第64号 平成24年度鹿島市給与管理特別会計歳入歳出決算認定について、委員 長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求 めます。

[賛成者起立]

〇議長(松尾勝利君)

起立多数であります。よって、議案第64号は提案のとおり認定されました。 午前中はこれにて休憩します。なお、午後の会議は午後1時から再開します。

午前11時51分 休憩

午後1時 再開

〇議長(松尾勝利君)

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第2 報告第8号

〇議長(松尾勝利君)

次に、日程第2.報告第8号 専決処分事項の報告について(交通事故による損害の賠償)であります。

当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

〇環境下水道課長(福岡俊剛君)

報告第8号 専決処分事項の報告(交通事故による損害の賠償)について御説明を申し上げます。

議案書は1ページでございます。

これは、庁用車による物損事故について、市が賠償する金額を専決処分したものでございます。事故の内容でございますが、平成25年9月11日、午前9時47分、職員が市道新町~世間線と市道竹通り線との交差点、中牟田汚水中継ポンプ場の横におきまして、市道竹通り線を左折しようとした際、市道新町~世間線を犬王袋方面から中牟田方面への直進者に気づくのがおくれ、直進者の左後部に庁用車の左前部が接触し損傷させた物損事故でございます。

相手方は、佐賀市金立町金立481番地3にお住まいの坂本安廣様でございます。

平成25年10月16日に相手方と示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分事項の 指定に関する条例の規定により専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規 定により報告をいたすものでございます。

なお、相手方の損害賠償金額234千円及び庁用車の修理費は全て、全額市有物件災害共済 会から支払われております。

以上で報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

〇議長(松尾勝利君)

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松尾勝利君)

質疑はないようですから、以上で報告第8号は終わります。

日程第3 報告第9号

〇議長(松尾勝利君)

次に、日程第3.報告第9号 専決処分事項の報告について(事故による損害の賠償)であります。

当局の説明を求めます。森田都市建設課長。

〇都市建設課長(森田 博君)

報告第9号 専決処分事項(事故による損害の賠償)の報告について御説明を申し上げます。

議案書の2ページでございます。

事故の場所でございますが、市道大殿分~吹上線で蟻尾山公園から県道鹿島~嬉野線へ通じる道路の歩道上で発生をいたしております。

平成25年8月9日、午前10時45分ごろに、この歩道を生徒が自転車で伏原方面へ走行中、 歩道にはみ出していた雑草に車輪がひっかかり転倒、両肘の打撲と左肩のすり傷のけがを負 い、自転車が破損したというものでございます。

損害賠償の相手方でございますが、当事者が18歳未満ということで鹿島市在住、生徒の保護者様というふうに記載をさせていただいております。

損害賠償の金額は8,994円でございます。

平成25年10月28日に相手方と示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分事項の 指定に関する条例の規定により専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の 規定により、報告をいたすものでございます。

なお、相手方の損害賠償金額8,994円は、全て道路賠償責任保険で賄っております。

以上、御報告いたします。よろしくお願いいたします。

〇議長(松尾勝利君)

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松尾勝利君)

質疑はないようですから、以上で報告第9号は終わります。

日程第4 議案第67号

〇議長(松尾勝利君)

次に、日程第4. 議案第67号 鹿島市名誉市民条例の制定についての審議に入ります。 当局の説明を求めます。打上企画財政課長。

〇企画財政課長(打上俊雄君)

それでは、議案第67号について御説明をいたします。

議案書は3ページでございます。また、別冊の議案説明資料は1ページからでございます。 議案書のほうの3ページをお願いいたします。

議案第67号 鹿島市名誉市民条例の制定について、今回新しく鹿島市名誉市民の称号を創設したいので、鹿島市名誉市民条例の制定を提案いたすものでございます。

それでは、別冊説明資料の1ページをごらんください。

1ページにつきましては、後ほど条文の中で御説明をいたしますので、2ページをお開きください。

鹿島市名誉市民条例の制定について、背景と基本的な考え方について御説明をいたします。 まず、この条例の意義であります。

この条例は、「鹿島市民又は本市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進又は社会文化の進展への貢献が特に顕著で市民の深い尊敬に値する」ものに対して、その功績と栄誉をたたえると同時に、名誉市民として顕彰し、鹿島市の誉れとして、後世へ語り継いでいくことを目的とするものでございます。

これにより、市民の郷土愛の醸成や意識の向上を促し、ふるさとのまちづくりの担い手育成につながることが期待できると考えます。また対外的には、鹿島市の名声を高める効果もあるというふうに考えます。

条例の内容につきましては、後ほど条文に従って御説明をいたします。

条例の施行期日でございますが、平成26年1月1日を予定しております。

来年は市制施行60周年という節目の年でございますので、これに合わせてこの条例を制定 いたしたいというふうに考えております。

佐賀県内の状況でございますが、名誉市民条例が制定されている市は、唐津市、鳥栖市、 多久市、伊万里市、武雄市、神埼市、嬉野市の7市でございます。未制定の市は、佐賀市、 小城市、鹿島市の3市であります。

そういった状況になっております。

それでは、議案書の4ページのほうをお開きください。

条例の条文につきまして御説明をいたします。

鹿島市名誉市民条例、第1条「目的」であります。この条例は、市民又は本市に縁故の深い者で、公共の福祉の増進又は社会文化の進展に貢献し、その功績が特に顕著で市民の深い尊敬に値するものに対し、鹿島市名誉市民(以下「名誉市民」という。)の称号を贈り、これを顕彰することを目的といたします。

第2条「選定」であります。名誉市民は、市長が議会の同意を得て選定をいたします。

第3条「称号の追贈」であります。名誉市民の称号は、死亡した者に対しても追贈することができるというふうに定めております。

第4条「顕彰」です。名誉市民には、名誉市民証書及び名誉市民章を贈り、これを顕彰いたします。

第5条「待遇」です。名誉市民に対しては、市が主催する式典への招待その他の市長が必要と認める待遇をすることができるというふうに定めております。

第6条「称号の取消し」です。市長は、名誉市民が本人の責めに帰すべき行為によって著しく名誉を失墜したときは、議会の同意を得て、名誉市民の称号を取り消すことができるというふうに定めております。第2項、前項の規定により名誉市民の称号を取り消された者は、その取消しの日から前条に規定する待遇を失うものといたします。

第7条「称号の返還」。名誉市民は、特別の事情がある場合に限り、市長の承認を得て、 その称号を返還することができるように定めております。第2項、市長は、前項の規定によ り名誉市民の称号の返還を受けたときは、議会に報告しなければならないというふうに定め ております。第3項、第1項の規定により名誉市民の称号を返還した者は、市長の承認を得 た日から第5条に規定する待遇を失うものといたします。

第8条「選考委員会」です。市長は、名誉市民の選考について調査審議するため、鹿島市 名誉市民選考委員会を置くものといたします。

第9条「委任」。この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。 附則。

施行期日。この条例は、平成26年1月1日から施行するものであります。

また、鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例の一部を改正し、

名誉市民選考委員会の委員に対し、月額5千円の報酬を支払うものといたします。

説明は以上であります。よろしく御審議お願いいたします。

〇議長(松尾勝利君)

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に 直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松尾勝利君)

質疑はないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第67号は、会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託をいたします。

日程第5 議案第68号

〇議長(松尾勝利君)

次に、日程第5. 議案第68号 鹿島市職員の再任用に関する条例の制定についての審議に 入ります。

当局の説明を求めます。松浦総務課長。

〇総務課長(松浦 勉君)

議案第68号 鹿島市職員の再任用に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は6ページから19ページでございます。別冊の議案説明資料は3ページから28ページでございます。

まず、議案説明資料の3ページをごらんください。

議案説明資料の3ページから25ページまでは、この再任用の条例の制定により関係する条例の一部を改正する必要がありますので、附則第3条から第9条までの新旧対照表を掲載しているところであります。内容的な説明については省略させていただきます。

説明資料の26ページをごらんください。

鹿島市職員の再任用に関する条例の制定について、制定理由でございますが、本格的な高齢社会に対応し、高齢者の知識、経験を社会において活用していくとともに、年金制度の改正に合わせ、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携により支えることが官民共通の課題となっているところでございます。

平成25年に60歳定年退職となる職員から退職共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に65歳へ引き上げられることに伴い、定年退職者等について無収入期間が発生しないように雇用と年金の接続を図る必要があるため、職員の再任用制度を設けるものであります。

続きまして、地方公務員法の改正ということでございますが、再任用制度の導入等を柱とする地方公務員法等の一部を改正する法律は平成11年7月22日に公布され、平成13年4月1日から施行されているところでございます。既に多くの自治体では法に基づいた再任用の条

例制定が行われているところでございます。

3番目の主な内容等につきましては、条文の説明のほうで説明いたします。

それでは、27ページをお願いしたいと思います。

再任用職員の給与、勤務条件ということで、本市の運用といたしましては、表の一番右側ですが、短時間再任用職員ということで週15時間30分から週31時間、年次有給休暇につきましては勤務時間に応じた20日以内の日数、給料ですが、勤務時間に応じ、再任用職員の月額給料を案分した額で昇給はないといたしているところでございます。

次に、諸手当でございますが、期末勤勉手当、超過勤務手当、通勤手当はあり、扶養手当、 住居手当、退職手当等はなしとしているところでございます。

ちなみに、期末勤勉手当支給月数については、年2.1カ月分ということでございます。

参考といたしまして、28ページのほうに地方公務員法の抜粋を掲げているところでございます。

済みません、5番目に施行期日ということで、この条例は平成26年4月1日から施行する としているところです。

続きまして、議案書の7ページをお願いいたします。

条例の条文について説明いたします。

第1条「趣旨」でございますが、この条例は、地方公務員法の規定に基づき、職員の再任 用に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条ですが、定年退職者に準ずる者ということを規定しているところです。

第3条「任期の更新」ということで、再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期 における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。

第4条「任期の末日」。再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以降における最初の3月31日以前でなければならないとしているところです。

第5条「委任」。この条例に定めるもののほか、職員の再任用の実施に関し必要な事項は、 規則で定めることとしているところです。

8ページをお願いいたします。

附則ということで、先ほど申し上げましたように、第1条に「施行期日」として、平成26 年4月1日から施行するものであります。

第2条、次の表の左の欄に掲げる期間における第4条の規定については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ右の欄に掲げる字句とするということで、これは平成26年4月1日から平成28年3月31日までは、法律では61年となっておりますが、61歳ということで考えていただいたほうがわかりやすいのじゃないかと思います。

随時、平成28年の4月1日から30年ということで、2年間ずつ年齢が繰り上がるという条

文になっているところです。

第3条につきましては、先ほど申し上げました関係する条例の変更を規定しているところ でございます。

続きまして、19ページをお願いいたします。

第9条の後に、第18条でございますけど、再任用職員についての適用外という条項を規定 しているところでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議よろしくお願いいたします。

〇議長(松尾勝利君)

これより質疑に入りますが、本議案は常任委員会付託が予定されておりますので、議案に 直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

それでは質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松尾勝利君)

質疑はないようですので、質疑はこの程度にとどめ、ただいま審議中の議案第68号は、会議規則第36条第1項の規定により、総務建設環境委員会に付託をいたします。

お諮りします。議案第69号から議案第81号までの13議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松尾勝利君)

御異議ないものと認めます。よって、議案第69号から議案第81号までの13議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第6 議案第69号

〇議長(松尾勝利君)

次に、日程第6.議案第69号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。松浦総務課長。

〇総務課長(松浦 勉君)

議案第69号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書の20ページをお願いいたします。

提案理由といたしまして、独立行政法人法の一部改正に伴い、条文を整備したいので、この案を提出するものでございます。

議案説明資料の31ページをお願いいたします。

改正内容でございますが、一般地方独立行政法人の定義規定は、改正前の地方独立行政法

人法では第55条において規定がなされておりましたが、改正後の地方独立行政法人法では第8条第3項において規定されることとなったところでございます。そのために、条例第7条第5項第2号の規定の中で、一般地方独立行政法人について地方独立行政法人法を引用して定義してありますが、引用先を第55条から第8条第3項へ改正いたすものでございます。

施行の日付といたしましては、公布の日からとしているところです。

参考までに、地方独立行政法人とはということで法人法の抜粋を掲載しております。

議案書の21ページをお願いいたします。

条例条文ですが、一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第5項第2号中「独立行政法人法第55条」を「地方独立行政法人法第8条第3項」 に改めるという条文でございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(松尾勝利君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松尾勝利君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松尾勝利君)

討論を終わります。

採決します。議案第69号 一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「替成者起立〕

〇議長(松尾勝利君)

起立全員であります。よって、議案第69号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第70号

〇議長(松尾勝利君)

次に、日程第7. 議案第70号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。

当局の説明を求めます。栗林福祉事務所長。

〇福祉事務所長 (栗林雅彦君)

それでは、議案第70号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

について、御説明申し上げます。

議案書と議案説明資料を使い説明いたしますので、お手元に御用意のほどよろしくお願い いたします。

まず、議案書でございます。議案書の22ページでございます。

今回お願いいたしますものの概要でございますが、子どもの医療費につきまして、中学生 の通院にかかる医療費を新たな助成対象に加えることなどに伴い、所要の関係条文の改正を お願いいたすものでございます。

改正の説明に入ります前に、鹿島市の医療費助成につきまして簡単に御説明を申し上げます。

現在の鹿島市の医療費助成につきましては、就学前の乳幼児につきましては県内各市町とも同一の制度として実施されており、病院で一定の個人負担を支払えば、それで終了をいたします。市からの助成は審査機関等を通じ、病院へ支払われることとなります。これを現物支給というふうに申します。

一方、小学生以上の助成に対しましては、各市町独自の制度で運営をされております。鹿島市では、小学生までは入院、通院及び中学生の入院については一旦病院で全額を支払っていただき、その領収書と助成の申請書を福祉事務所のほうに提出いただきます。その後、審査等を行い、月500円の自己負担を差し引いた額を医療費助成として補助を行っているという現状でございます。

この助成申請書を提出していただく方法を償還払いというふうに申します。

現在、中学生の通院につきましては、医療費の助成対象としていなかったところですが、 子供の保健の向上と福祉の増進を図るとともに、保護者への経済的援助を充実させるため、 本市の子どもの医療費助成について、中学生の通院までの拡大を図ることと用語の整理等を 行うため、この改正案を提出し、所要の改正をいたすものでございます。

また、附則のように、この条例は平成26年4月1日から施行し、この施行日以前に行われた医療費の助成につきましては、従前の例によるものといたしておるところでございます。

次に、議案説明資料の34ページをお開きください。

1の改正理由は、先ほど御説明したとおりでございます。

2の改正の概要でございますが、左側の現行を右側のとおりに改正するものでございます。 現在、中学生の通院は助成を行っておりませんでした。これを右側の図のとおりに、小学生 と同じよう中学生の退院までを医療費の助成対象とするものでございます。その際、助成対 象者の区分、左側、第3号助成対象者というのは、第2号へ包括されるため、第3号を削除 いたすものでございます。

3の施行日でございますが、先ほど申しました平成26年4月1日よりといたしております。 次に、戻っていただきますが、32ページと33ページをごらんください。条文の改正でござ います。

右側が旧条例でございまして、左側が改正されました新条例でございます。下線部のところが、今回、改正するところでございまして、この所要の調整を行うことにより、中学生までの入院と通院の補助ができるようにいたすための今回の改正ということをお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

〇議長(松尾勝利君)

質疑に入ります。10番水頭喜弘議員。

〇10番 (水頭喜弘君)

先ほど説明をしていただきました。大変結構なことじゃないかと思います。今までより拡 充されて、かなり中学生が入院または通院まで認めるということで、一部の500円を差し引 いた分をということを今、説明をもらいましたけれども、現に、今の表を見て、現物支給で ずっと乳幼児はありますけれども、今の説明では新たに、ここの表で見れば、助成対象者の 1号、それから2号、3号の現行が、改正後は1号、3号が2号のほうになるということで 小・中学生ということで、今、説明をもらいましたけれども、そこの中で、1号助成対象者 が就学未満、それから、ここの中で、方法として今回、前回も一緒、現物給付ということで、 医療機関に500円だけ払えば、1カ月に2回、入院1回は1千円ということでここに掲げて あります。それから次に、今、説明されたのが2号助成対象者の新たな改正後に小・中学生 とありますけれども、これが償還払いになっています。現物給付と償還払いについては、今、 課長が説明されたと思いますけれども、なかなか病院に行っても現物支給の場合にはそのま ま帰っていいということですけれども、償還払いのほうはなかなか一遍、領収書か何かをい ただいて、そこの中で役所に持ってきて、それから支払うというような形になると思うわけ ですね。そうなった場合に、なかなか支払いのほうがどうしても親御さんで勤めをされてい る。そういう中で、5時半ぐらいまではやっぱり仕事をしておられるわけですよね。それか ら、役所のほうに持ってくるとなると、時間的にもかなり厳しくなるというふうに思います けれども、その点についてどのように思われますか。

〇議長(松尾勝利君)

栗林福祉事務所長。

〇福祉事務所長 (栗林雅彦君)

お答えいたします。

確かに、現物給付の場合は何も手続等とらなくて、そのままで、おいただきできるということでございますが、償還払いのほうにつきましては、一度払っていただいておいて、こちらのほうで補助をするという形になります。

ただ、佐賀県の中でも就学前の場合は、先ほども説明しましたとおり、県下一斉に医療費

助成につきましては現物給付という形をとらせていただきました。それ以後につきましては、全市町が独自の制度でございます。これは、いろんなものと兼ね合うわけでございますけれども、一つはよく言われますコンビニ受診の温床になるのではないかとか、いろんなものがございます。例えば、2件行かんでもいいのを3件、4件行ってしまう。500円じゃないかといったような形で、行かれないような形での一つの歯どめという形での償還払いというふうに考えていただければなというふうに思います。

また、これだけやるためには国民健康保険税にも、さらに繰出金を出さねばならないといったようなこと、また、ほかのいろいろも一緒でございます。簡単に医療を受けられるようにすることによって、ふえた分についての損害につきましては、当然、そこの医療制度への支払いというものが出てくると。もちろん、入学前までの子どもの医療費につきましては、国民健康保険のほうからちゃんと繰り入れをしているといったような状態でございます。ですから、今回、まだ私どもも制度がこれからということでございますので、これからいろんな制度につきまして、県内と話し合いながら、新しい制度のほうに、いわゆるできれば現物給付のほうになればなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

〇議長(松尾勝利君)

10番水頭喜弘議員。

〇10番 (水頭喜弘君)

確かに、今までとは違って、また新たに拡充されていますので、皆さん方は喜ばれるということは事実じゃないかと思います。ただ、今言ったとおり、この国民健康保険のほうからということも、新たに払いが大きくなってくるということはわかります。でも、その中でも、これはやっぱり将来を見据えた場合に、これは一つの大事なものじゃないかと思います。ただ、今、課長が説明された中で、2回、3回とか、あっちの病院、こっちの病院って言われるけれども、現に私も今度の一般質問の中では、そういうふうにして医療機関を何院でもされるとに対しては厳しいんじゃないんですかということを、今度の質問事項にも上げています。予防医療の中で上げています。

そういうことで、それは確かに言われるですけど、ただですよ、ここの場合には小・中学生の今、説明をされているわけですよね。そういう中で、一般の我々じゃなくて、小・中学生がいろいろと受診する場合に、今まではその病院代は別にして通院のことですけれども、あちこち行かれるということはちょっと考え過ぎじゃないかと私は思いますね。そういう中で、よその自治体がどうされているのかわかりません。これは、第1号の場合には県一本でということで現物給付されていますけれども、この2号に関しては各自治体の取り組みということで今、説明をもらいました。そしたら、例えば、ほかの自治体でも、佐賀県内でもこういうふうにされているところあると思いますけれども、そういう中の事例等で全部これは

今の段階では償還払いになっているんですか。

〇議長(松尾勝利君)

栗林福祉事務所長。

〇福祉事務所長 (栗林雅彦君)

市町独自の子どもの医療費につきましては、全市町が償還払いによる助成でございます。 また、それを行っているところが9市町でございます。

以上でございます。

済みません、中学生まで、ちょうど鹿島市と同じようにやっているところが9市町でございまして、ほかは中学生までとか、中学生の入院、通院は見ないとかいうふうになっているところでございます。実際同じような制度になっているところは9市町でございます。

〇議長(松尾勝利君)

10番水頭喜弘議員。

〇10番 (水頭喜弘君)

何回も申しますけれども、先ほども私、質問の中で、この償還払いに対してどのような形で持ってきておられるのか、領収書あたりをですね。

要するに、仕事が終わって5時半か6時ぐらいかわかりませんけど、持ってきておられるのか。それとも、例えば、1カ月分集めて持ってきておられるのか、そのあたりはわからんですけれども、そういう窓口の状況はどのようになっていますか。

〇議長(松尾勝利君)

迎市民部長。

〇市民部長(迎 和泉君)

私のほうからお答えをいたします。

まず、もう1つ前の御質問の分まで含めてお答えをしたいと思いますが、現物給付と償還払いの違いは、一番の違いは県の統一の方式であるか、各自治体それぞれのやり方によるかということで分けさせていただいております。

先ほど福祉事務所の所長がお答えいたしましたように、小学校以上は全ての市町村で償還払いの制度になっております。これは、なぜかと申し上げますと、同じ病院にかかっても例えば、鹿島の病院にかかられる患者さんが鹿島市の方ばかりではございません。ほかの市で制度が違いますと、かなり病院のほうにお手数をおかけするということで、全県的に県内を統一した制度のときは現物給付ができますが、そうじゃない場合は償還払いという形でさせていただいております。

それから、どういう形でその領収書を持ってこられるかということですけれども、ほとんどの方は昼間にお見えになっています。これはいろいろな形がございますが、1カ月分まとめてという形じゃなく、例えば、二、三カ月に1回とか、1年に1回持ってこられる方もい

らっしゃいますし、その都度持ってお見えになる方もいらっしゃいます。ただ、全体を全て 把握しているわけではございませんが、ほとんどの方が申請はしていただいているものと私 たちは思っております。かなりの件数が出ておりますので、ほとんどは申請をされているん じゃないかということで判断をしているところでございます。

以上でございます。

〇議長(松尾勝利君)

10番水頭喜弘議員。

〇10番 (水頭喜弘君)

これで最後にしますけれども、ほとんどの方が申請されているということで、それはわかります。ただ、今の部長の答弁では昼間にほとんど見えられているということで言われたけれども、それは持ってこられる状況、環境があられる方はいいけれども、そういうことが厳しい方も私はおられると思うわけですね。それでも、どうしても二、三カ月とか、今言われたけれども、それでも本来ならば毎回、それとも月に1回ぐらいは持っていきたいっていう思いの人も多分おられると思うわけです。でも、どうしてもかなわなくて、二、三カ月に一遍ぐらいしか行かれないという方もおられると思いますけれども、そこで、窓口でのそういうことに対して不満じゃないけれども、いろいろ要望とか聞かれたということはありますか。こういうふうにしてほしいとか、それとも満足して帰られているのか。その点を最後にお聞きして終わりたいと思いますけど。

〇議長(松尾勝利君)

栗林福祉事務所長。

〇福祉事務所長 (栗林雅彦君)

私どものほうでずっと窓口のほうをさせていただいております。大体の方が満足していただいているとは思っておりますし、にこにこして帰ってこられる方が主です。そこで、大声を上げて叫ばれる方はこのごろ聞いたことがございません。

また、ただ要望として、これをしていただきたい、あれをしていただきたいということを 時々言われますので、それはその都度議題にいたしまして、私どものほうで解決策を図って いるところでございます。

以上でございます。

〇議長(松尾勝利君)

10番水頭喜弘議員。

〇10番(水頭喜弘君)

かなり思いはやっぱりあられると思うわけですよ。そこの中でどうしても、こういう制度 を償還払いということで、そういう思いを描きながら、また思いの中で役所に見えられてい ると私は思っていますよ。だから、さっき課長が言われたにこにこね、それはちょっと私に は理解は余りできないと思うんですけれども、一部の人がそうかなという思いもします。

ただ、せっかく拡充されたということに対しては、私は喜びます、ありがとうございます。 ただ、これをやっぱり現物支給になるように、私自身もやっぱり働きかけをしながら、一日 でも早く、これができるようになることが、一つのまた喜び、またよかったねという制度に なってくると思いますので、そういう面、執行部の方もまたこのことに関しては努力されて、 私もまた県のほうに行って、こういうことを申し上げながらやっていきたいと思いますので、 よろしくお願いいたします。

以上です。――何か部長あるんですか。

〇議長(松尾勝利君)

迎市民部長。

〇市民部長(迎 和泉君)

回答をお求めのようでしたので、お答えしたいと思います。

私たちも実は、3歳未満まではずっと以前から現物給付の制度がございました。就学前までは24年度からやっと始まりました。これもずっと県内各自治体で県のほうに要請をいたしまして、県内統一の同じ制度で助成をやっていただきたいということを重ねて要求をしておりました。やっとこれが昨年から実施できたところです。県もやっと今できたところでさらに上をと言われたらなかなかできないかもしれませんが、私たちはできたら鹿島市と同じように中学校ぐらいまで県内統一した制度でやっていただければ、先ほどおっしゃられましたような現物給付の制度も広がりますので、この辺については随時お願いをしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

〇議長(松尾勝利君)

ほかに。13番松尾征子議員。

〇13番(松尾征子君)

振り返ってみますと、45年ぐらい前になりますか、ゼロ歳児の医療費の無料化をと訴えて から、いろいろ経過はありましたが、長い年月がたちまして、やっと中学校の入院まで実現 できたなということで、執行部の皆さんには本当にお礼を言いたい気持ちがあります。

ただ、この間、いろんな動きもありましたがね。そういう中で、私も今、水頭議員がおっしゃったように、やっぱりせっかく無料化というのが実現しているわけで、償還払いという問題は早く現物給付にしてもらわなくちゃいけないということを思っています。

以前は就学未満の子供たちも、さっきもおっしゃいましたように償還払いで何度も現物給付に変えるべきだということを言ってきました。そういう中では全県的な問題だとか、医師会の問題なんかもよくおっしゃっていましたがね。しかし、やっぱりそういうふうにもちろん県が動いたということもあると思いますが、そういう形で取り組もうとすればできたわけ

ですね。やっぱり私は、せっかくこれだけの制度ができたんですから、利用する人たちが本当によかったなと言えるような、そういう制度に変えていくのが第一だと思うんですよね。

先ほど償還払いにしなくちゃいけない理由として、ちょっとこれは許された答弁ではありませんが、あっち行き、こっち行きするというふうな、そういうことは言わないでくださいね。それは別としましても、鹿島市だけじゃなくて、いろんなほかのところからもあるからというふうなことをおっしゃたわけですよね。

ただ、私はこの制度というのは、県との関係ももちろんでしょうけど、市が独自の制度としてやるわけでしょう。だから、やっぱりそこんところまで市が独自の制度として償還払いということじゃなくて、現物給付ということを思い切ってやるべきだと思いますが、例えば、そうしようとした場合に何が障害になるのか、県とかいろいろ考えなくて、いろんな問題があるけれども、市の制度として、市が独自でやる場合だから、そこまで市が独自で進めてやっていこうとした場合に何の障害があるのか、そこのところをお聞きしたいと思うんです。

〇議長(松尾勝利君)

迎市民部長。

〇市民部長(迎 和泉君)

お答えをいたします。

障害はいろいろあるかと思いますが、一番は病院での作業、業務量、市町村ごとに仕分け をするということで、ここが一番の問題だろうと思います。

実は、就学前についても県外の医療機関で受けた場合は償還払いの制度をとられております。現状、そういうことで、一番は病院の方の仕分けとか、市町村ごとに分けてされる、そういうふうな手間が一番大きな要因ではないかと思っております。

〇議長(松尾勝利君)

13番松尾征子議員。

〇13番(松尾征子君)

ただいまのお答えではやっぱり、病院との関係、医師会との関係と言っていいでしょうね。 そういう状況だということですが、確かに今、病院なんかも窓口業務を見ておりましても、 非常に忙しそうになさって、最後のところが一番待たんといかんというような、そういう事 務的な大変さはわかります。ただ、せっかくこういう状況でやっていくわけですから、その 業務に対して、極端な話、何らかの手だてがあるとか、今どこだって、鹿島市だって職員を 減らしますが、病院だってやっぱり職員の方が減ったりなんかというようなことで業務が非 常に大きくなっているというようなこともあると思うんですよね。だから、じゃあ、そこの ところで、病院での業務量だけが問題でそういうことになるというのなら、私はそれをどう して改善していくかということを考えて、そこの問題点をはねのけていけばやれるわけでし ょう、その辺ね。 だから、さっきも言いましたが、鹿島市独自の制度にしていますから、鹿島市だけの分でもそういう形でやっていくというような、少しずつ改善をして、それを本当に市民の皆さんのためにというような形に取り扱うような取り組みをすることは無理なんでしょうかね。医師会との話し合いもあると思いますが、何かわからなかったでしょう。とにかく、その問題のあるところをどうしたら取り除けるかということですよね。そういうふうにやらないと、いつまでたっても変わらないと思いますが、どうなんでしょう。

〇議長(松尾勝利君)

迎市民部長。

〇市民部長(迎 和泉君)

お答えをいたします。

具体的には、そこの詰めまではやっておりませんが、当然、医師会の方とのお話もございますし、当然、医師会の関係、それから支払基金とか、そちらのほうとの話とか、そういうことは必要になるかと思います。だから、現状、いわゆる私たちの要望というのは県に対して、県内の子供たち一律でなるべくやっていただきたいということを、まず優先をしておりましたので、そういう方向で今までも検討しておりましたし、今後もそちらのほうを最優先で考えていきたいと思っているところでございます。

〇議長(松尾勝利君)

13番松尾征子議員。

〇13番(松尾征子君)

本当に大変な障害もあると思いますが、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

それから、償還払いの場合の申請のあり方ですね。先ほど水頭議員のほうからもおっしゃっていましたが、市役所に来て、そこで申請書を書かなくちゃいけないというね。これは未満児のときも私はよく言っていたと思いますが、その申請書を、例えば、かかった病院にお預けをしておいて、そこで申請書を書くとか、そういうやり方とか、例えば、極端になれば、はがきでも置いておいて、そこのはがきにちゃんとした証明をもらって、それをポストに出せば、それが行くとか、そういう形の申請のやり方もいろいろあると思うんですよ。お金ばもらうとやけん来いじゃというような、そういうことじゃないと思うんですね。

特に今若いお母さんたちというのは、1時間休んだら――病院に連れていくので休んで、また申請に行くのに休んで、時間単位で働いている人たちが多いわけですよ。だから、病院でお金がかかった上に、また賃金がカットされるというような、そういうものもあるんです。そういう不満なんかも、これまでも聞いてきたことがありますがね。

だから、なるだけ利用する人たちが利用しやすいような、これも恐らく病院だって手間が要るかもわかりませんね。署名でも署名をつくだけでいいわけです、あとは市役所のほうで対応すればいいわけですけど、今後、そういう形の申請の方法なんていうのは、もちろんこ

れ市外の人たちはまた別ですので、市内の人たちだけでも、そういうようなことを考えると いう余地はないんでしょうかね。

〇議長(松尾勝利君)

迎市民部長。

〇市民部長(迎 和泉君)

お答えします。

実は、私が以前、福祉事務所の所長をしていたとき、そういうふうな申し出がありましたので、病院に申請書をお願いして回ったところでございます。ただ、結果的に申し上げますと、申請書はあってもまた市役所に来なければならないということで、今は申請をしていただくときに白紙の申請書の用紙をお持ち帰りいただいて、そして出していただいているような形になっております。

それで十分とは申し上げませんが、そういう形で対応できるということで実際、申請をされる方のほうからもそういうふうなお話がありましたので、そういう形でやらせていただいています。

今後、郵便でその申請を出されるとか、そういうことについては、どういう形になるかわ かりませんが、少しは検討する必要があるかと思っています。

以上でございます。

〇議長(松尾勝利君)

13番松尾征子議員。

〇13番(松尾征子君)

最後にしますが、私が勉強不足で申しわけありませんが、病院はそれでいいわけですが、 病院に行ったらお薬をとりに行かんといかんわけですが、薬剤費の場合はどうなっています かね、それも同じような形での対応ですかね。

〇議長(松尾勝利君)

栗林福祉事務所長。

〇福祉事務所長 (栗林雅彦君)

今回の医療費の改正につきましては、同じような形で一緒に出していただくという形をとっております。

〇議長(松尾勝利君)

13番松尾征子議員。

〇13番(松尾征子君)

最後と言いましたが、本当に最後にします。

今回、制度を変えたことによって、財源的にどれくらいの金額がふえていくんですか。

〇議長(松尾勝利君)

栗林福祉事務所長。

〇福祉事務所長 (栗林雅彦君)

今回の改正に伴う経費でございますけれども、今のところ、うちのほうで積算いたしまして、おおむね4,000千円を超え、5,000千円以内でという形で思っているところでございます。

〇議長(松尾勝利君)

13番松尾征子議員。

〇13番(松尾征子君)

わかりました。4,000千円から5,000千円、大きいようで子供たちのこれからの健康と命を 守っていくためには、本当に大きいとは言えない金だと思いますので、ぜひ、ますます充実 をさせていただきたいということと、最後に申し上げます。

私だけでなく、水頭議員のほうからもおっしゃいました、償還払いを現物給付にすべきだと。このことについてもさらに努力をしていただいて、取り組んでいただきたいと思いますし、私も全県的に皆さんと関係者と働きかけをしながら、そのために努力をしていくことを申し添えまして終わりにしたいと思います。

以上です。

〇議長(松尾勝利君)

ほかにありませんか。6番伊東茂議員。

〇6番(伊東 茂君)

今、お二人の方が大部分質問をされましたから、重なる部分もあると思いますが、この制度、きょう初めて執行部のほうから、私たちは委員会が違いましたので、説明を受けましたので、まずもって、お二人の方もおっしゃったように、こういうふうな子供に対する医療費の支援が大きくなっていくことはありがたいことです。本当にありがとうございます。

ただ、やはり、私も同じように、この償還払いというものがより深く、こういうふうな拡充をしていくんだったら、サービスの方法もやはり考えていかなければならない。今、部長から御答弁があったように、県の統一制度の場合は、それは現物支給ということでやることができるだろうと、他の市町からもこの鹿島の病院に来られる方もいっぱいいるでしょうから、そういうふうなことを考えるとそうかもわかりません。

しかし、子供が病気になったり、入院をしたりとか、いろいろ病院に通う際に、やはりできるだけ親御さんの負担が軽減されることが望ましいことは間違いないわけですよね。

ちょっとまず1点、お伺いをしますが、今、改善前、小学生において同じように支払い方法になっていたわけですが、これは100%申請というのはあっているんですか、そういうふうなデータを集めていらっしゃいますか。

〇議長(松尾勝利君)

栗林福祉事務所長。

〇福祉事務所長 (栗林雅彦君)

100%の申請と申されますと、それは若干されていない方もいらっしゃるとは思います。 ただ、うちのほうではレセプトがございますので、レセプト等で確認をしながら行っており ますので、漏れというのがあった場合についてはお願いをして、こういったものがあります というふうに宣伝をしているところでございます。通知という形までは申しわけございませ ん、出しておりません。ですが、こういった形で漏れがあるというふうなことは、こちらの ほうでも承知しているところでございます。ただ、中身の通知がなかなかできないというこ とは御理解いただきたいと思います。

以上です。

〇議長(松尾勝利君)

6番伊東茂議員。

〇6番(伊東 茂君)

ありがとうございます。なかなか100%これを償還払いの申請を出されているかどうか、 そこのあたりの把握は難しいかもわからないですけど、新たに、こういうふうな中学生の部 分も改正をしていくということであれば、ある程度のデータは御用意をされておいたほうが よかったんじゃないかなという気がしております。

また、この償還払いで申請に来られる際に、窓口等でさまざまな、先ほど課長のほうは大 声を出したりどうこうする方はいないということではございましたが、要望とか改善につい て何かしら聞かれたりした部分はないんでしょうか。

〇議長(松尾勝利君)

栗林福祉事務所長。

〇福祉事務所長 (栗林雅彦君)

確かに、窓口につきましては、要望等ないことはございません、もちろんございます。それはもう誰がおっしゃっても、今出せとか、いろんなことがございます。それはもう私どもが申し上げてもちょっとお待ちくださいということで御理解をいただくまで時間がかかる場合もかなりございます。

また、今回、新年度予算でお願いをするとは思いますけれども、個人のプライバシーにいろいろ配慮をするために、いろんな方策を考えているところでもございます。それだけではなくて、済みません、全体的なことを今申し上げております。この医療費のみのことではなくてですね、いろんなことがあるというふうにお考えいただければと思います。それを一つ一つ申し上げるのはお許しください。

以上です。

〇議長(松尾勝利君)

迎市民部長。

〇市民部長(迎 和泉君)

数値的な質問をいたされましたので、その分についてお答えをいたしたいと思います。

今、先ほど教育委員会のほうに、今、小学生数が何人ぐらいかということを聞いたんですが約1,700人ぐらいだそうです。申請が出ているのが、平均、月950件ぐらい出ておりますので、そういうことからして、ほぼ出していただいているんじゃないかなということの想定で私はお答えをいたしたところでございます。当然そういうふうな数字的な詰めはしているということで御理解をいただきたいと思います。

〇議長(松尾勝利君)

6番伊東茂議員。

〇6番(伊東 茂君)

現状として、それだけの月950件ぐらいですね、非常に多い数ですね。わかりました。 先ほど中学校、松尾議員の質問の中でどのくらい財源がこれで必要かということで、 4,000千円から5,000千円ということでしたね。今、市内の中学校が2校あるわけですが、合計3学年で約1,000名と、そのくらいだと私は把握をしております。

そういうふうな病院側として、その市町の仕分けが大変だと、医師会との協力が必要ということはもちろんそうだろうと思います。そこの協力がなければできないでしょう。

先ほど部長の御答弁でもあったように、県の統一制度まで待つとしたって、やはり、これからほかの市町全部がこの制度を取り入れるかどうかわからない中に、また時間がかかるでしょう。そういう中で、今、この新しい鹿島市が取り組む、この改正の制度、これとそのほかに、9市町で独自の制度に取り組んでいらっしゃるということでしたが、そこのあたりとの協議とかを深めていって、どうすればもっとサービス向上につながるのか、そういうふうな議論は今後される予定があるのか、今までされたことがあるのか、どうでしょうか。

〇議長(松尾勝利君)

迎市民部長。

〇市民部長(迎 和泉君)

お答えをいたします。

協議というか、正式な場を設けてという形ではございません、私が知る範囲でございますが。ただ、何かの折にはお話をさせていただく、これは医師会の中の役員の方とか、一部の方ということではございました。

ただ、今後、この辺については協力をお願いするような形になるかどうか、ちょっとそこら辺ははっきりしませんが、検討をする必要もあるのかなという感じはしておるところでございます。

以上でございます。

〇議長(松尾勝利君)

6番伊東茂議員。

〇6番(伊東 茂君)

ありがとうございます。私も最後にいたします。

先ほどもお二人の議員からも話があったように、これからもやはり、せっかくいい制度に 改正がなるわけですから、保護者の方、そして、それの当事者の方が本当に利用がしやすい ように、そういうふうな制度にまた変えていくことも必要だろうと思いますので、これから も頑張っていただきたいと思います。

それと、やはりこういうふうな子供の医療に関しては、やはり気がかりなのは小児科の少なさですね。これはやはり、小さい子供さんを持っている親御さん、私のところも孫とかいますが、非常にやはり少ないですよね。その中で、その病院に、もう今から特に風邪を引きやすい時期になってきますけど、そういうふうなことで何回となく、足を運ぶようなことが多いと思います。この制度の改正、すばらしい制度でありますが、この拡充、新たな制度の拡充と、それとそれに付随する小児科の病院数の問題等もまた頭の中に入れていただきながら、こういうふうな制度のさらなる拡充に努めていただきたいと思います。

私たちも何かしら、そういうふうなところで協力する部分があれば、協力をしていきたい と思っておりますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

〇議長(松尾勝利君)

ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松尾勝利君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(松尾勝利君)

討論を終わります。

採決します。議案第70号 鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松尾勝利君)

起立全員であります。よって、議案第70号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。午後2時25分から再開いたします。

午後2時13分 休憩

午後2時25分 再開

〇議長(松尾勝利君)

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第8 議案第71号

〇議長(松尾勝利君)

次に、日程第8. 議案第71号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例及び鹿島市 重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入りま す。

当局の説明を求めます。栗林福祉事務所長。

〇福祉事務所長 (栗林雅彦君)

それでは、議案第71号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例及び鹿島市重度心 身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げま す。

議案書と議案説明資料を使いますので、お手元に御用意をよろしくお願い申し上げます。 まず議案書でございます。議案書は25ページでございます。25ページをお開きください。

今回の提案理由は、ひとり親家庭等にその家庭等に属する就学前の乳幼児及び重度の障害 のある乳幼児に対して医療費助成制度を拡大することなどについて、所要の改正をしたいた め、この案を提出するものでございます。

26ページをお開きください。

今回の改正には、2つの条例が関係いたしております。

まず、鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例の第1条でございますが、題名を 「鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例」を「鹿島市ひとり親家庭等の医療費の助 成に関する条例」に改正をいたします。

これは現在、国や県等でも母子家庭と父子家庭を合わせまして、「ひとり親家庭」と称しております。そのために、本市におきましても、「ひとり親家庭等」と改正するものでございます。

さらに、その3、ただし書き中に「鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号に規定する第1号助成対象者及び」というところを削除いたします。このことによりまして、旧鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例におきましては、就学前の乳幼児につきまして、鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例のみの助成を受けていた者が、この一文を削除することによりまして、ひとり親家庭等の助成もあわせて受けることができるようになります。

また、鹿島市重度心身障害者の医療費助成の一部を改正する条例でございますが、同じように第3条ただし書き中に「鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例第3条第2項第1号に規定する第1号助成対象者及び」を削除させていただきます。この一文を削除することに

よりまして、加えて重度心身障害者の医療費助成も受けることができるようになります。

また、26ページから27ページにかけてでございますが、附則の改正により、施行日は平成 26年4月1日とするものでございます。

さらに、附則の第4において、鹿島市子どもの医療費の助成に関する条例中、第7条第2項第1号中「鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例」を「鹿島市ひとり親家庭等の 医療費の助成に関する条例」に改めるものでございます。

次に、議案説明資料の37ページをお開きください。

詳しい改正の内容を掲げております。

まず、1でございますが、改正理由といたしまして、先ほど御説明いたしましたとおり、 就学前の乳幼児につきましては、現物給付により自動的に補助が行える鹿島市子どもの医療 費の助成に関する条例を優先する規定となっておりましたが、複数の医療機関を受診される ひとり親家庭等や重度心身障害者の方に自己負担が割高になる場合がございます。そのため、 それぞれの条例を改正いたすものでございます。

2は、ひとり親家庭等や重度心身障害者の方に優位な制度を利用できるように改正をいた しました内容をお示ししたものでございます。

戻りますが、35ページをお開きください。

条例の改正を掲げております。右側が旧の条例でございまして、左側が今回お願いしている新条例でございます。

下線部のところが、今回改正するところでございまして、この所要調整を行うことにより、 鹿島市子どもの医療費助成に関する条例を優先する規定を削除し、ひとり親家庭や重度心身 障害者の方が有利に制度を利用できますよう今回の改正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議お願い申し上げます。

〇議長(松尾勝利君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(松尾勝利君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松尾勝利君)

討論を終わります。

採決します。議案第71号 鹿島市母子家庭等の医療費の助成に関する条例及び鹿島市重度 心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のと おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松尾勝利君)

起立全員であります。よって、議案第71号は提案のとおり可決されました。

日程第9 議案第72号

〇議長(松尾勝利君)

次に、日程第9. 議案第72号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。土井保険健康課長。

〇保険健康課長(土井正昭君)

それでは、議案第72号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、御説明をいたします。

議案書は28ページから、議案説明資料は38ページからとなっております。

まず、議案書28ページですけれども、提案理由は、地方税法の一部改正に準じ、後期高齢者医療保険料の延滞金の割合の特例について所要の改正をしたいので、この案を提出するものです。

改正の内容につきましては、議案説明資料の39ページのほうで具体的に説明をいたします ので、そちらをお願いいたします。

今回の改正について、まず、改正理由ですけれども、地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布をされ、延滞金の割合の特例について、平成26年1月1日に施行されることに伴い、地方税法に準じて定めております後期高齢者医療保険料の延滞金の割合の特例について、所要の改正を行うものです。

次に、改正内容ですけれども、現行後期高齢者医療保険料の延滞金については、納期後3カ月を経過する日までは前年の11月30日において、日本銀行が定める基準割引率プラス4%の割合で計算することとなっております。昨今の経済情勢等を踏まえた地方税法の改正に伴い、延滞金の割合の特例について、地方税と同様の内容に改正し、これは利率を引き下げるというものであります。具体的には表で説明をいたしますので、そこに掲げている表をごらんください。

まず、区分が納期限後3カ月を経過する日までは本則7.3%ですが、現行特例により基準割引率プラス4%の割合で計算をしておりますが、今回の改正により、特例基準割合プラス1.0%とするものです。また、区分が納期限後3カ月以降は本則14.6%ですが、今回の附則による特例の改正により、特例基準割合プラス7.3%に改正をするものです。

用語について少し説明をいたします。

現行の附則の欄の基準割引率とは、以前は公定歩合と言っておりまして、日本銀行が金融 機関に資金を直接貸し出す際の基準金利のことを言い、現在は0.3%です。 改正後の附則の欄の特例基準割合とは、貸出約定平均金利に1%を加えたもので、この貸出約定平均金利とは、市中銀行が融資先に貸す際の金利の加重平均で、現在1%程度で推移をしております。

したがいまして、現在の金利を当てはめますと、表の各欄に括弧書きで示しておりますが、納期限後 3 カ月を経過する日までは本則7.3%ですが、現行では基準割引率が0.3%ですので、4.3%で今回の改正により貸出約定平均金利が 1%程度でありますことから、特例基準割合はそれに 1%を加えて 2%、特例はさらに 1%を加えますので、 3%となります。

また、納期限後3カ月以降は本則では14.6%ですが、今回の附則による特例の改正により、9.3%になることになります。つまり、現在の経済情勢、近年の低金利状況を踏まえて、後期高齢者医療保険料の延滞金についても地方税法に準じて割合を引き下げるというものです。施行期日は、平成26年1月1日とするものです。

また、38ページには、今回の改正の新旧対照表を掲げております。内容は、これまで説明 した内容となっておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

〇議長(松尾勝利君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松尾勝利君)

質疑終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松尾勝利君)

討論を終わります。

採決します。議案第72号 鹿島市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(松尾勝利君)

起立全員であります。よって、議案第72号は提案のとおり可決されました。

日程第10 議案第73号

〇議長(松尾勝利君)

次に、日程第10. 議案第73号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。森田都市建設課長。

〇都市建設課長(森田 博君)

議案第73号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。 議案書は30ページ、31ページ、議案説明資料は40ページ、41ページでございます。

提案理由でございますが、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が一部 改正されましたので、市営住宅に単身で入居できる者について所要の改正をしたいので、こ の案を提出するものでございます。

この配偶者暴力防止法、DV防止法とも言われておりますが、配偶者からの暴力の特殊性に鑑み、被害者に対する支援、相談、現状、保護や重大な危機を生じさせるおそれがある場合における保護命令を出せる制度でございます。

議案説明資料の41ページをごらんください。

改正内容でございますけれども、この配偶者暴力防止法は、これまでは配偶者からの暴力による被害者の保護が対象でございましたけれども、法第28条の2におきまして、同居する交際相手から受ける暴力の被害者まで適用範囲が拡大されました。このために、鹿島市営住宅理条例におきましても、単身で入居できる範囲を拡大するものでございます。

市営住宅管理条例の主な改正点でございますが、参考として記載をいたしております第5条には、入居者の資格を規定いたしております。第1項第2号に同居要件を規定しておりますが、単身では入居できないことになっております。しかし、1行目「入居希望者が老人、身体障害者その他特に居住の安定を図る必要がある者」として、別表第1に定めている方につきましては、同居要件がなく単身者でも入居できることになっております。

40ページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

この別表第1の8に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第1条第2項に規定する被害者はアまたはイに該当すれば、単身者でも入居できることになっております。これまでの条文の被害者とは、同居する配偶者からの暴力を受けた者となっておりましたが、今回の改正により生活の本拠をともにする交際をする関係にある相手からの暴力を受けた方も対象になります。したがいまして、別表第1の8、右側の条文を左側の条文へ改正するものでございまして、アンダーラインの部分を改正するものでございます。

以上説明を終わりますが、条例施行日は平成26年1月3日を予定しております。御審議のほどよろしくお願いします。

〇議長(松尾勝利君)

質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松尾勝利君)

質疑を終わります。

討論に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(松尾勝利君)

討論を終わります。

採決します。議案第73号 鹿島市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、これ を提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(松尾勝利君)

起立全員であります。よって、議案第73号は提案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は終了いたしました。

明10日は午前10時から会議を開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時44分 散会